埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

~ 建築物 ~

令和3年7月 埼 玉 県





ガイドブックご利用上の注意

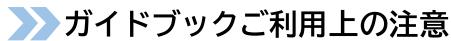
ガイドブックの構成

対象建築物

建築物の整備基準の解説

建築物	
1	廊下等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1~
2	階段・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1~
3	傾斜路・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-1~
4	便所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1~
5	客室・・・・・・・・・・・・・・・・・5-1~
6	敷地内通路・・・・・・・・・・・・・・・・6-1~
7	駐車場等・・・・・・・・・・・・・・・・7-1~
8 - 1	移動等円滑化経路・・・・・・・・・・・・ 8-1-1 -
8 - 2	エレベーター等・・・・・・・・・・・・・8-2-1
9	標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9-1~
1 0	案内設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-1~
1 1	視覚障害者円滑化経路・・・・・・・・・・・・11-1~
1 2	育児用施設・・・・・・・・・・・・・・・・12-1~
1 3	出入口・・・・・・・・・・・・・・・・13-1~
1 4	浴室等・・・・・・・・・・・・・・・・14-1~
1 5	客席・・・・・・・・・・・・・・・・・15-1~
1 6	カウンター等・・・・・・・・・・・・・・・16-1~
1 7	休憩設備・・・・・・・・・・・・・・・・・17-1~
1 8	増築等に関する適用範囲・・・・・・・・・・18-1~
1 9	自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法・・・・・19-1~
小規模建築	物
1	小規模建築物・・・・・・・・・・・・・・・1-1~

改訂日	項目	改訂内容
令和6年3月1日	便所	ベビーチェア付トイレへの 2 重ロック等の設置 について望ましい整備へ追記



このガイドブックは埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準を解説しています。

(整備基準は埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されています。) ご利用にあたっては下記の事項についてご注意ください。

○法令、条例の名称は紙面の都合上省略しています。

福祉のまちづくり条例:埼玉県福祉のまちづくり条例

バリアフリー法令

法:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

令: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

埼玉県バリアフリー条例:

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

○整備基準の比較としてバリアフリー法令の一部を掲載しております。

- ・バリアフリー法令の適合確認をするためには利用できません。
- ・福祉のまちづくり条例とバリアフリー法令の整備対象箇所が異なる場合があります。
- ・福祉のまちづくり条例では、利用者(施設を利用し、当該施設においてサービス等の 提供を受ける者) が利用する部分を対象としており、バリアフリー法令の対象と異な る場合があります。
- ・バリアフリー法令の対象欄に(多数の者の読み替え有り)と記載しているものは、 特定建築物の場合に多数の者が利用する箇所に読み替えることを表しています。 詳細はバリアフリー法令をご確認ください。

○設計にあたってご配慮ください。

・どのような利用者が利用する施設であるかを想定し、必要に応じて利用される方の二 ーズを聞き、設計を行ってください。

○ホームページ情報

- ・このガイドブックはバリアフリー法令の改正等に合わせ随時更新します。 ホームページの更新日をご確認いただき、最新のものをご利用ください。
- ・随時更新のため、冊子は発行しておりません。 画面上でご確認いただくか、印刷してご利用ください。
- ・各問合せに対し回答した結果を参考QAとして掲載しております。

ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- ・対象欄は整備する箇所です。
- ・①以降は整備基準となります。
- ・右欄にバリアフリー法令、埼玉県バリアフリー条例の類似基準を掲載しています。
- ・バリアフリー法令に類似の基準がある場合は下記も参考にしてください。 日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説(建築物)」 国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
- ・青字は条文やガイドブックに規定がある用語です。

《用語の定義》

・条文上規定がある、又はガイドブックで規定した用語を抜粋しています。

《解説》

- ・各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- ・解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- ・利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- ・利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- ・整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- ・標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

●バリアフリー法同等基準

バリアフリー法令と同じ整備箇所で同等の規定をしている基準

★福まち条例独自基準

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例の独自基準

☆福まち条例独自基準(努力義務)

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例独自基準で努力義務を課している 基準

◇標準的な整備基準

福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる整備内容や寸法等



埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象建築物 と バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例の適合対象建築物

(青字は埼玉県バリアフリー条例の規定によるもの)

	(1.17)		条例の規定によるもの <i>)</i>
	用途	埼玉県福祉の まちづくり条例 届出対象規模	バリアフリー法令及び 埼玉県バリアフリー条例 適合対象規模
	特別支援学校、公立小学校等 学校(学校教育法第1条)(上記を除く)	245	0㎡超
1	幼保連携型認定こども園 専修学校及び各種学校	0㎡超	0 m超 —
	病院又は診療所(患者の収容施設があるもの)	0 m超	0 m超
2	診療所(患者の収容施設がないもの)	200㎡以上	200㎡以上
3	劇場、映画館又は演芸場	500㎡以上	500㎡以上
3	観覧場	0㎡超	0㎡超
4	集会場又は公会堂	0㎡超	0㎡超
5	展示場	0㎡超	200㎡以上
	卸売市場	500㎡以上	-
_	百貨店その他の物品販売業を営む店舗	200 m²lN l	200㎡以上
6	マーケット	200㎡以上	500㎡以上
	コンビニエンスストア(地上階にあるもの)	150㎡以上	150㎡以上
7	ホテル又は旅館	200㎡以上	200㎡以上
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用 する官公署 公共的施設(上記以外)	0 ㎡超	0 m超 —
8	事務所	500㎡以上	-
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	500㎡以上	-
9	共同住宅又は寄宿舎	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
9	下宿	200㎡以上	
10	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る) 保育所(児童福祉法第35条第3項届出又は同条第4項認可)	0 ㎡超	0 ㎡超 0 ㎡超
11	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他 これらに 類するもの(上記以外) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福 祉センターその他これらに類するもの	0 ㎡超	— O m超

10	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、水 泳場(一般公共の用に供されるものに限る)又は ボーリング場	500㎡以上	500㎡以上
12	・ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類 500 mlり する運動施設(上記を除く)		500㎡以上
	遊技場		500㎡以上
13	博物館、美術館又は図書館	0㎡超	0㎡超
14	公衆浴場	200㎡以上	200㎡以上
1 -	飲食店	200㎡以上	200㎡以上
15	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	500㎡以上	500㎡以上
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋 その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上	200㎡以上
	銀行	0㎡超	0㎡超
16	金融機関の店舗	UM起	200㎡以上
	郵便窓口業務を行う郵便局	0㎡超	0 m超
	一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を 営む店舗	0㎡超	200㎡以上
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 そ の他これらに類するもの	ı	-
18	工場	500㎡以上	_
10	火葬場	500㎡以上	_
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供 するもの	-	2,000 ㎡以上
20	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の 用に供されるものに限る)	F00 : 2151 1	500㎡以上
20	自動車の停留又は駐車のための施設(上記以外)	500 ㎡以上	-
21	公衆便所	0 ㎡超	50 ㎡以上
22	公共用歩廊	-	2,000 ㎡以上

埼玉県福祉のまちづくり条例の届出対象小規模建築物

	用途	埼玉県福祉の まちづくり条例 届出対象規模 (車庫等床面積を除く)
1	診療所(患者の収容施設がないもの) 薬局、理髪店又は美容院	200㎡未満
	コンビニエンスストア	150㎡未満
Л	物品販売業を営む店舗 飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 公衆浴場	100㎡以上 200㎡未満



《基本的考え方》

利用者が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにするため、屋内の動線計画をわかりやすいものとすること、また、安全かつ円滑に利用できるよう、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】廊下等

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準(努力義務)

	ХЩ	より木/別は日奉竿(カク我物)
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する廊下等(共同住宅 又は寄宿舎にあっては、共用のもの)	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する廊下等 (多数の者の読み替え有り)
①床面	●令第11条第1号に適合すること	令第11条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で 仕上げること。
②戸の構造	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 ★全面が透明な戸を設ける場合には、戸に衝突を防止する措置を講じたものとすること。	_
③点状ブロ ック等	★階段、段又は傾斜路の上端に近接する 廊下等の部分には、視覚障害者に対し 段差又は傾斜の存在の警告を行うため に、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に掲げる部分については、 この限りでない。 ・勾配が 1/20 を超えない傾斜が ある部分の上端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ、 勾配が 1/12 を超えない傾斜があ る部分の上端に近接するもの ・駐車場	令第11条第2号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当 ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・駐車場
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。	_

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
廊下等	利用者の用に供する廊下その他こ れに類するもの	_
廊下等の部分	_	不特定かつ多数の者が利用し、又 は主として視覚障害者が利用するも の
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこ れに併設するもの(その踊場を含 む)	階段に代わり、又はこれに併設す るもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、点状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左

《解説》

- ①【床面】雨滴等により濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【戸の構造】自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ 適切な高さに安全装置(安全センサー)を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス 戸には目の高さの位置に横桟を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮す る。
- ③【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差又は傾斜路の存在の警告を行うために、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。階段、傾斜路のほか、段として高低差がある部分も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。

【2】移動等円滑化経路を構成する廊下等

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準(努力義務)

対象	福祉のまちづくり条例 利用者の用に供する廊下等(共同住宅 又は寄宿舎にあっては、共用のもの)の うち、移動等円滑化経路を構成する廊下 等	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例 法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし て高齢者、障害者等が利用する廊下等のう ち、移動等円滑化経路を構成する廊下等 (多数の者の読み替え有り)
①幅	●令第18条第2項第3号イに適合する こと	令第18条第2項第3号イ 幅は、120cm以上とすること。
②車椅子の 転回スペ ース	●令第18条第2項第3号口に適合する こと	令第18条第2項第3号口 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
	★廊下等の末端の付近に車椅子が転回す ることができる場所を設けること。	_
③戸の構造	●令第18条第2項第3号ハに適合する こと	令第18条第2項第3号八 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

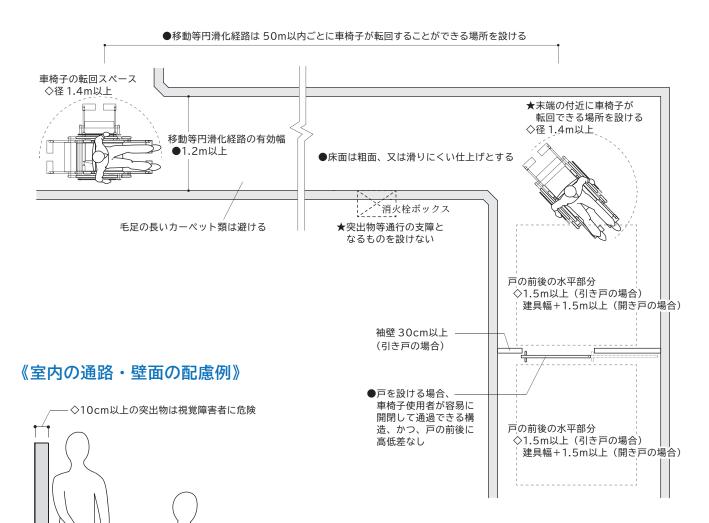
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
廊下等	利用者の用に供する廊下その他こ れに類するもの	_
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(「8-1移動等円滑化経 路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(令第18条で整備する経 路)

《解説》

- ・①【幅】手すりがある場合は、その内側で計測する。
- ・②【車椅子の転回スペース】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ・③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを 設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作 したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

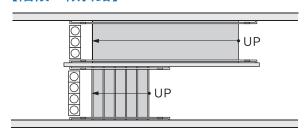
- ・車椅子同士がすれ違えるよう、廊下の有効幅員は 180 cm 以上とする。
- ・専ら高齢者、障害者が利用する建築物では、必要に応じて手すりを設ける。
- ・手すりの端部等には、必要に応じて現在位置等を点字で表示する。
- ・長い廊下や広い空間では、休憩場所等を適宜設置する。
- ・曲がり角は面取りや隅切りをするなど車椅子使用者等の通行に支障のない構造とする。
- ・廊下の曲がり角に鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をする。

《移動等円滑化経路を構成する廊下等の構造》



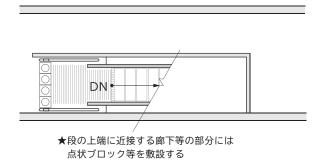
《点状ブロック等敷設の例》

【階段・傾斜路】



★階段・傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には 点状ブロック等を敷設する

【段・エスカレーター】





《基本的考え方》

階段は利用者の転倒、転落事故等がおきやすい場所です。設計においては、安全確保への配慮が 求められます。また、高齢者や障害者等の昇降しやすさへの配慮も求められます。

階段

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準(努力義務)

階段	文備:	まち条例独目基準(努力義務)
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する主たる階段(踊場 含む。)(共同住宅又は寄宿舎にあって は、共用のもの)	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する階段 (多数の者の読み替え有り)
①床面	●令第12条第2号に適合すること	令第12条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で 仕上げること。
②踏面の識 別	●令第12条第3号に適合すること	令第12条第3号 踏面の端部とその周囲の部分との色の明 度、色相又は彩度の差が大きいことにより段 を容易に識別できるものとすること。
③段の構造	●令第12条第4号に適合すること	令第12条第4号 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因と なるものを設けない構造とすること。
④回り階段	★令第12条第6号(ただし書を除 く。)に適合すること	令第12条第6号 主たる階段は、回り階段でないこと。ただ し、回り階段以外の階段を設ける空間を確保 することが困難であるときは、この限りでな い。
⑤手すり	●両側に手すりを設けること。	条例第5条 踊場を含み、両側に手すりを設けること。 令第12条第1号 踊場を除き、手すりを設けること。
⑥点状ブロ ック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の 部分には、視覚障害者に対し警告を行 うために、点状ブロック等を敷設する こと。ただし、令第12条第5号ただ し書に規定する場合は、この限りでない。	令第12条第5号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分 には、視覚障害者に対し警告を行うために、 点状ブロック等を敷設すること。ただし、視 覚障害者の利用上支障がないものとして国土 交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分 が次のいずれかに該当 ・駐車場 ・段がある部分と連続して手すりを設ける

《用語の定義》

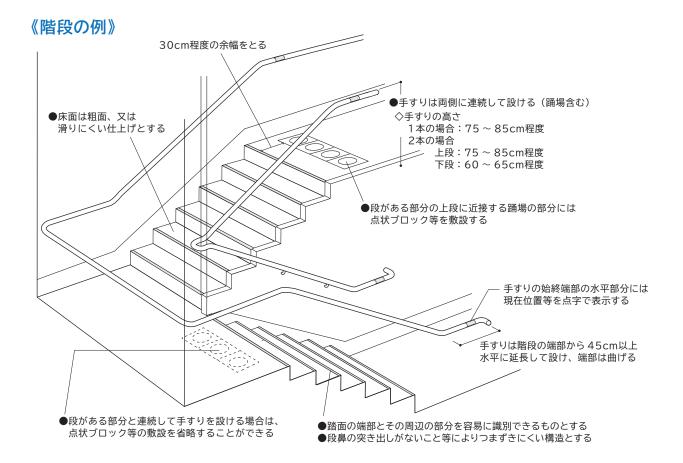
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、点状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左
踊場の部分	-	不特定かつ多数の者が利用し、又 は主として視覚障害者が利用するも の

《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【踏面の識別】降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする。
- ③【段の構造】段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ④【回り階段】回り階段は、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇 降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ⑤【手すり】手すりは片まひ者の昇降を考慮し、階段(踊場を含む。)の両側に連続して設ける。
- ⑥【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

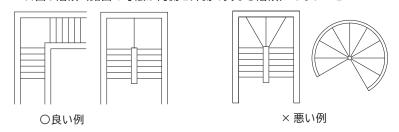
- ・踏面の端部や階段の段鼻等と周囲の部分は明度差5度、輝度比2.0以上とする。
- ・階段の両側に 5cm 以上の立ち上がりを設ける。
- ・手すりの始終端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。
- ・金属製の段鼻は白杖等が滑るので避ける。
- ・必要に応じて足元灯をつける。
- ・手すりが連続して設けられていても、視覚障害者の利用上支障があると判断される階段で は、点状ブロックを設ける。

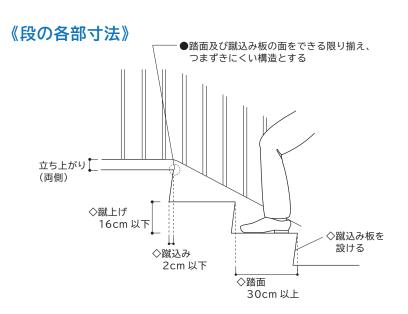
☆福まち条例独自基準(努力義務)



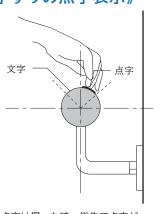
《主たる階段の形状》

★回り階段(路面の寸法が内側と外側で異なる階段)でないこと





《手すりの点字表示》



点字は握った時、指先で点字が 容易に認識できる位置に表示する



《基本的考え方》

傾斜路は階段と同様に転倒等が起こりやすい場所です。利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、また、傾斜をできる限り緩やかにするなど、移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】傾斜路

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準(努力義務)

	A 田 6 ラネグリムロ 至千 (カノ) 表切 /		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象	利用者の用に供する傾斜路(共同住宅 又は寄宿舎にあっては、共用のもの)	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する傾斜路 (多数の者の読み替え有り)	
①手すり	●令第13条第1号に適合すること	令第13条第1号 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを 超える傾斜がある部分には、手すりを設ける こと。	
②路面	●令第13条第2号に適合すること	令第13条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で 仕上げること。	
③路面の識 別	●令第13条第3号に適合すること	令第13条第3号 その前後の廊下等との色の明度、色相又は 彩度の差が大きいことによりその存在を容易 に識別できるものとすること。	
④立ち上が り	★両側に、側壁又は立ち上がりを設ける こと。	_	
⑤点状ブロック等	●傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第13条第4号ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第13条第4号 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの・駐車場・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの	

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこ れに併設するもの(その踊場を含 む)	階段に代わり、又はこれに併設す るもの
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、点状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左
踊場の部分	_	不特定かつ多数の者が利用し、又 は主として視覚障害者が利用するも の

《解説》

- ①【手すり】昇降の安全性に配慮し、傾斜がある部分(踊場を含む。)には手すりを設置する。 手すりは、施設用途や設置場所等に応じ、適切な配置、形状、寸法とする。
- ②【路面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ③【路面の識別】転倒やつまずき等を防止するため、傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。
- ④【立ち上がり】杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁又は立ち上がりを設ける。
- ⑤【点状ブロック等】視覚障害者に対し傾斜路の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の 明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

- ・高さが 75cm を超える傾斜路については、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場を 設ける。
- ・手すりを両側に連続して設ける。
- ・手すりの始終端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。

【2】移動等円滑化経路を構成する傾斜路

上記【1】のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準(努力義務)

		バロララロ キム ワイ
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する傾斜路(共同住宅 又は寄宿舎にあっては、共用のもの)の うち、移動等円滑化経路を構成する傾斜 路	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する傾斜路のうち、 移動等円滑化経路を構成する傾斜路 (多数の者の読み替え有り)
①幅	●令第18条第2項第4号イに適合する こと	令第18条第2項第4号イ 幅は、階段に代わるものにあっては 120cm以上、階段に併設するものにあって は90cm以上とすること。
②勾配	●令第18条第2項第4号□に適合する こと	令第18条第2項第4号口 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、 高さが16cm以下のものにあっては、1/8を 超えないこと。
③踊場	●令第18条第2項第4号ハに適合する こと	令第18条第2項第4号ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の 踊場を設けること。

《用語の定義》

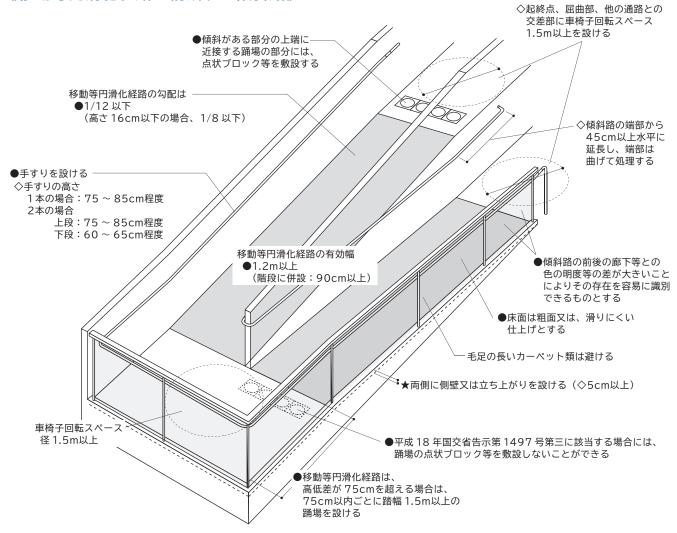
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(「8-1移動等円滑化経 路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用でき る経路(令第18条で整備する経 路)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこ れに併設するもの(その踊場を含 む)	階段に代わり、又はこれに併設す るもの

《解説》

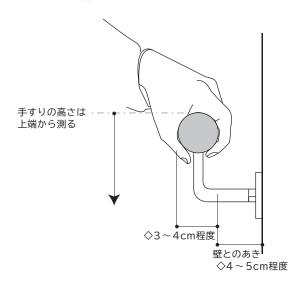
- ①【幅】階段や段に代わり、又は併設する傾斜路にあっては、車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、有効幅員を 120 cm 以上とする。
- ②【勾配】昇降のしやすさに配慮し、できるだけ緩やかな勾配とする。
- ③【踊場】車椅子使用者の通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、踊場を設ける。

- ・屋外の傾斜の勾配は、1/15以下とする。
- ・屋外の傾斜路には屋根を設ける。

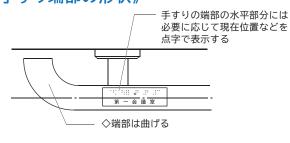
《移動等円滑化経路を構成する傾斜路》



《手すりの形状》



《手すり端部の形状》





《基本的考え方》

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所を整備することが求められます。また、オストメイト、介助者や乳幼児連れ、子どもなど利用者の特性に合わせ、機能を区分した便所又は便房の整備が必要です。

【1】車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

【1】単椅子対心トイレ		福まち条例独自基準(努力義務)	
	福祉のまちづく	(り条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 500 ㎡以上 者、障害者が利用する建築物で 便所(共同住宅及び寄宿舎を除	、利用者の用に供する	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する便所 (多数の者の読み替え有り)
設置数	男子用及び女子用の区分がな に定める基準に適合する高齢 配慮した便所を1以上設ける	者、障害者等の利用に	令第14条第1号 便所内に、車椅子を使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。
空間の確 保等	内部は、車椅子使用者その他 円滑に利用することができる 保し、かつ、腰掛便座、手す 配置した構造とすること。	よう、十分な空間を確	平成 18 年国交省告示 1496 号 国交大臣が定める構造の便 房 ・腰掛便座、手すり等の適 切な設置 ・十分な空間の確保
出入口幅	出入口の幅は、80cm 以上 &	とすること。	-
戸の構造	出入口に戸を設ける場合は、 その他の車椅子使用者が容易 構造とし、かつ、その前後に	に開閉して通過できる	-
	自動的に開閉する構造の戸を が戸に挟まれることのないよ 戸の閉鎖を自動的に制止する けること。	う、利用者を感知し、	-
段	出入口には、通行の際に支障 と。	となる段を設けないこ	-
床面	床面は、粗面とし、又は滑り こと。	にくい材料で仕上げる	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗っと。 () 車椅子使用者の利用に関いていること。 () もたれかかったときに関すること。 () 水栓器具は、高齢者、関することができるものとす	配慮した高さとし、か 「利用しやすい空間が設 耐えうる強固なものと 障害者等が容易に操作	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。

【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便 座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【床面】濡れても滑りにくい仕上げとする。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

- ・各階にトイレを設ける場合は、それぞれの階に車椅子対応トイレを設ける。
- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・複数の車椅子対応トイレを設ける場合には、正面ないし左右から便器へ移乗する利用者に配慮し、便器や手すりの位置が異なったものを設ける。
- ・施設の用途、規模等を考慮し、大型ベッドを設ける。
- ・非常用呼び出しボタンや聴覚障害対応のフラッシュライトなどの緊急通報装置を便房等に設 ける。
- ・便所の案内は点字や音声等を用い視覚障害者へ配慮する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【2】準車椅子対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 ㎡以上の【1】の対象建築物で、【1】に加えて設ける利用者の用に供する便所(共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く)(【1】を2以上設けた場合を除く)	
	床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物で、利用者の 用に供する便所(共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く) (【1】を1以上設けた場合を除く)	-
	共同住宅又は寄宿舎で、利用者の用に供する便所 (住戸を除く)(【1】を1以上設けた場合を除く)	
設置数	次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。	-
空間の確 保等	車椅子使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が 設けられていること。	-
出入口幅	上記の便房及びその便房のある便所の出入口の幅 は、80cm 以上とすること。	-
戸の構造	上記の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を 設ける場合は、自動的に開閉する構造その他車椅子 使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、か つ、その前後に高低差がないこと。	-
段	上記の便房及びその便房のある便所の出入口には、 通行の際に支障となる段を設けないこと。	-
洗面器	次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 ()車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 ()もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。 ()水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において	-
	サービス等の提供を受ける者	

《解説》

【設置数】車椅子使用者が利用できる便所を設ける。

【空間設備】便房は、車椅子使用者が使用できるよう空間を確保する。また、便座への移乗 や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

【出入口幅】戸の取っ手の引き残し等を考慮し、車椅子が通行できる、有効な幅を確保する。

【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を操作できるよう、開閉しやすい戸とする。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【洗面器】高齢者、障害者等に配慮した洗面器を便所内に設ける。

- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準2.7 参考例:男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照)
- ・同一敷地内や同一の建築物では便房の配置や設備等を統一する。
- ・使用中の表示を分かりやすい位置に設ける。
- ・洗面器にも手すりを設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【3】オストメイト対応トイレ

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条	列	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	下記以外の建築物で、利用者 る便所(共同住宅及び寄宿舎 除く)		法及び条例の対象建築物で、不特定かつ 多数の者が利用し、又は主として高齢 者、障害者等が利用する便所 (多数の者の読み替え有り)
	卸売市場、事務所、映画スタ レビスタジオ、共同住宅又は (2,000 ㎡未満)、工場、火 衆便所(50 ㎡未満)で、利 供する便所(共同住宅及び寄 を除く) (努力規定)	寄宿舎 葬場又は公 用者の用に	
設置数	便房にオストメイトの利用 設備を設けた便所を1以上(女子用の区分があるときは、 以上)設けること。	男子用及び	令第 14 条第 2 号 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に 利用することができる構造の水洗器具を 設けた便房を 1 以上設けること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
オストメイト	人工こう門又は人工ぼうこうを使 用している者	-

《解説》

【設置数】汚物流し、水栓器具等、オストメイトに配慮した設備を設けた男女共用の便房、 又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房を設ける。

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準2.7 参考例:男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合 参照)
- ・水栓はハンドシャワー型で温水機能付とする。
- ・利用者によって汚物流しの高さが調整できるものとする。
- ・衣類の着替え等に配慮し着替え台を設ける。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。

【4】男子用小便器

【凡例】 パリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する便所(男子小便器を 設ける場合)(共同住宅及び寄宿舎の住戸を 除く)	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ 多数の者が利用し、又は主として高齢 者、障害者等が利用する便所 (男子小便器を設ける場合) (多数の者の読み替え有り)
設置数	1以上に両側に手すりが適切に配置された床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。	令第 14 条第 2 項 1以上に、床置式の小便器、壁掛式の 小便器(受け口の高さが 35cm 以下のも のに限る。) その他これらに類する小便器 を設けなければならない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】杖使用者等の歩行困難者が不安定な身体を支えながら用を足せるよう、両側手すりや胸あて用の手すりを設けた小便器を設ける。

- ・手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設ける。
- ・小便器の脇には、杖や傘等をたてかけるくぼみ、又はフックを適切な位置に設ける。

【5】乳幼児対応トイレ

【凡例】 パリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準(努力義務)

E 0 2 30-337		7.77135日至午(万万我物)
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	卸売市場、事務所、共同住宅・寄宿舎、下宿、遊技場、キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等、工場、自動車車庫以外の用途の建築物に設ける利用者の用に供する便所500㎡以上の建築物	条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (多数の者の読み替え有り)
±∩ == #6	500 ㎡未満の建築物(努力規定)	AZ ITILATO C. AZ ATO A. T.E.
設置数 ベビーベ ッドの設 置	埼玉県バリアフリー条例第6条各号に 定める基準に適合する便所を1以上 (男子用及び女子用の区分があるとき は、それぞれ1以上)設けること。	条例第6条第1項 1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。 条例第6条第1号 便所内に、乳幼児用ベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を1以上といること。ただしして高齢者、可といるであるである。で乳幼児が不特定かの場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合は、この限りでない。
ベビーチ ェア設開 及び表示 乳幼児対 応の表示		条例第6条第2号 便所内に、乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、 当該便房の出入口にその旨を表示すること。 条例第6条第3号 当該便所の出入口に、前二号(第1号た
ルいりなが		だし書に該当する場合にあっては、前号) の設備を設けている旨を表示すること。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する男女共用の便房、又は、便所に男女の区別がある場合はそれぞれ1以上の便房若しくは乳幼児スペースを設ける。

【ベビーベッド】乳幼児のおむつ交換や着替えのために、ベビーベッドを設ける。

【ベビーチェア】乳幼児連れの利用者が乳幼児を座らせておいて利用できるよう、目の届く位置にベビーチェアを設ける。

【案内表示】便所や便房等の入口に設備がある旨の案内表示を設ける。

- ・同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。
- ・視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用に配慮し、男女共用の便房を適宜設置する等、利用者等の実態に即した便所・便房を設置する。(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

- 2. 7〈参考例:男女別及び男女共用トイレに機能分散を推進した場合〉参照〉
- ・ベビーカーとともに入ることのできるゆとりのある広さとする。
- ・荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを適切な位置に設ける。
- ・ベビーチェアを設置する際は、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、 ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設 置する。

《建築物の規模・用途に応じた車椅子対応トイレ、準車椅子対応トイレの配置例》

対象 必要なトイレ ・床面積の合計が 2,000 ㎡ 以上の建築物 (共同住宅及び寄宿舎の住戸を除く) ・床面積の合計が 2,000 ㎡ 以上の 専ら高齢者若しくは障害者 [1]+[1][1]+[2] [1]+[2]'が利用する建築物 ※ 階やフロアに分散して設けても良い ・床面積の合計が 500 ㎡以上 2,000 ㎡未満 の建築物(共同住宅及び寄宿舎 の住戸を除く) ・専ら高齢者 若しくは障害者 [1] が利用する建築物 ・床面積の合計が 500 ㎡未満の建築物 ・共同住宅又は寄宿舎 (住戸を除く) [1] [2] [2]



:車椅子対応トイレ(男女共用)

: 準車椅子対応トイレ(男女共用)

: 準車椅子対応トイレ (男女別)

《同一建築物内に複数のトイレを設ける場合の各種トイレの配置例》

☆建築物の規模や用途に応じ、車椅子対応トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーベッド、ベビーチェアを 階やフロアに適宜分散して配置する。



【凡例】

:オストメイト対応トイレ チ :ベビーチェア等

: 乳幼児対応トイレ (ベ): ベビーベッド等

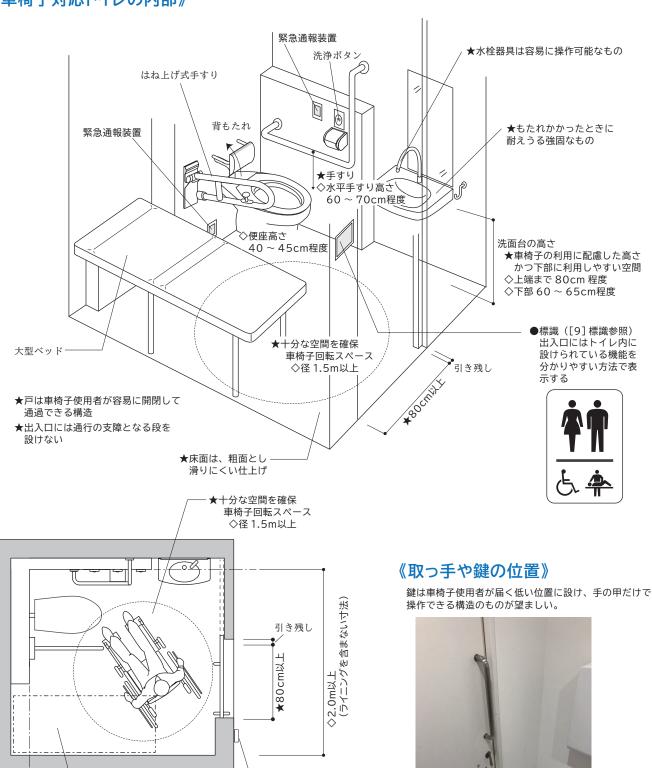
(便所以外の場所で、乳幼児を連れた者が利用 しやすい場所にベビーベッドが設置されてい る場合は、便所内に設置しなくても良い。)

《車椅子対応トイレの内部》

大型ベッド

(ライニングを含まない寸法)

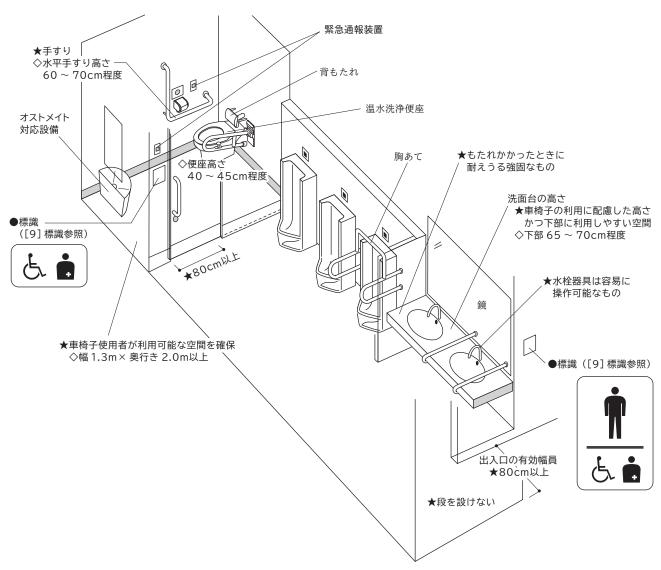
◇2.0m以上



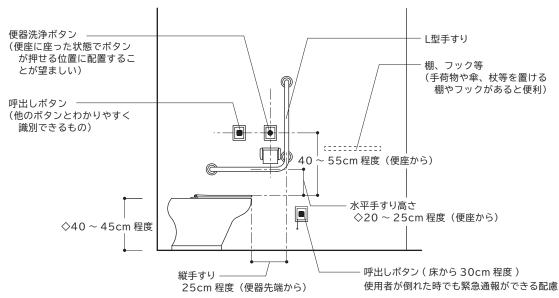
4 便所 11

●標識([9]標識参照)

《準車椅子対応トイレの例》



《操作ボタンの配置 (JIS S 0026)》



出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成31年(2019年)3月改訂版98ページ【図8.5】

《オストメイト対応トイレの例》

★水栓器具 ◇ハンドシャワー型混合水栓で 温水が使用できるもの 参えられて・ボルダー ◇液体石けん ★汚物流し (オストメイト用) ・標識 ([9] 標識参照)

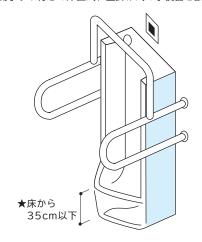
《乳幼児用設備の例》



ベビーチェア

《手すり付き床置式小便器》

★両側手すり付きの床置式、壁掛け式の小便器を設けること



《便所配置案内板(点字表示、触知図)》





《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・仕事・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められます。

車椅子使用者用客室

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

車椅子使用都	用各至	☆福	まち条例独自基準(努力義務)
	福祉のまちづくり条例	ע	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	ホテル、旅館又は下宿の客室		法及び条例の対象建築物で、ホテル又は旅館 の客室
①設置数	●客室の総数が 50 以上の場合 子使用者用客室を客室の総数に を乗じて得た数以上設けるこの 数切上)	:1/100 と。(端	令第15条第1項 客室の総数が50以上の場合は、車椅子使 用者用客室を客室の総数に1/100を乗じて 得た数以上設けなければならない。(端数切上)
	☆上記のほか、客室の総数が57 150以下の場合は1以上、客 数が151以上の場合は2以上 子使用者用客室を設けるよう と。(端数切上)	室の総 の車椅 努めるこ	_
	☆客室の総数が50 未満の場合 I 上の車椅子使用者用客室を設し 努めること。(端数切上)	けるよう	_
②便所	★車椅子使用者用客室の便所は次 る基準に適合すること。	欠に定め	令第15条第2項第1号 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。 令第15条第2項第1号イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
出入口	●出入口の幅は、80cm以上と と。		令第15条第2項第1号口(1) 幅は、80cm以上とすること。
	●出入口に戸を設ける場合は、 開閉する構造その他の車椅子 容易に開閉して通過できる構 かつ、その前後に高低差がない	使用者が 造とし、	令第15条第2項第1号口(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する 構造その他の車椅子使用者が容易に開閉 して通過できる構造とし、かつ、その前 後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を記 合には、利用者が戸に挟まれる ないよう、利用者を感知し、近 を自動的に制止することができ を設けること。 ★出入口には、通行の際に支障	ることの 三の閉鎖 きる装置	-
H 70	を設けないこと。 ★車椅子使用者その他の高齢者、		
内部	★単何子使用省での他の高齢省、 等が円滑に利用することがで、 う、十分な空間を確保し、か 便座、手すり、洗面器等を適り した構造とすること。	きるよ つ、腰掛	-
③浴室	★車椅子使用者用客室の浴室は次	欠に定め	令第15条2項第2号

	る基準に適合すること。	浴室等は、次に掲げるものであること。 ただし、当該客室が設けられている建築 物に不特定かつ多数の者が利用する浴室 等(次に掲げるものに限る。)が1以上 (男子用及び女子用の区別があるとき は、それぞれ1以上)設けられている場 合は、この限りでない。
出入口	●令第15条第2項第2号ロの基準に適合すること。	令第15条第2項第2号口(第1号口 (1)) 幅は、80cm以上とすること。 令第15条第2項第2号口(第1号口 (2)) 戸を設ける場合には、自動的に開 閉する構造その他の車椅子使用者が容 易に開閉して通過できる構造とし、か つ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 ★出入口には、通行の際に支障となる段	_
内部	を設けないこと。 ★高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ★車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。	令第15条第2項第2号イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。 平成18年国交省告示第1495号 ・浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置・十分な空間の確保
	★水栓器具は、高齢者、障害者等が容易 に操作することができるものとするこ と。	_
④床面積	★室内は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。	_

《用語の定義》

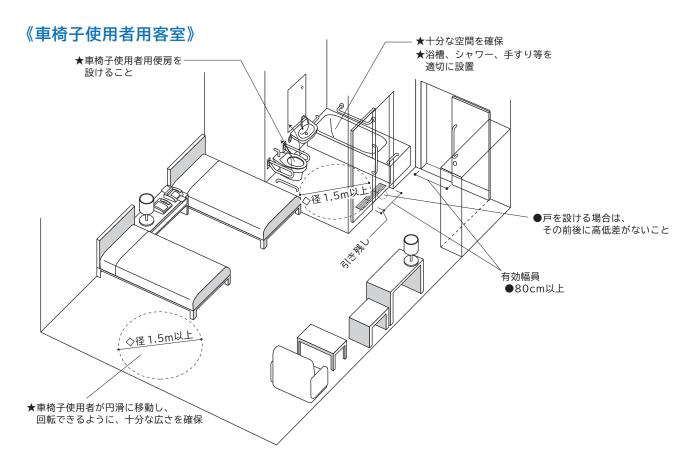
WASHINGTON TO STANK		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
車椅子使用者用客室	車椅子使用者が円滑に利用できる 客室(「5客室」で整備する客室)	車椅子使用者が円滑に利用できる 客室(令第15条で整備する客室)
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
車椅子使用者用便房	_	車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、国土交通大臣が定める構造の便房
浴室等	_	浴室又はシャワー室

《解説》

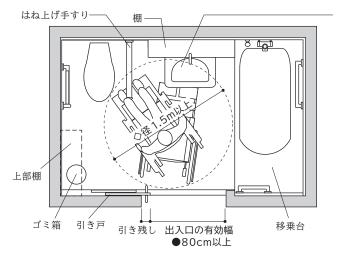
- ②③【便所・浴室】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、室の大きさや設備の配置等に配慮する。水栓器具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ④【床面積】車椅子使用者が円滑に利用できるよう、余裕を持った床面積を確保する。

- ・客室は障害のない利用者にも利用しやすいものとする。
- ・フロント等では、利用者のニーズ、行動の特性等に配慮した人的、物的サポートを行う。
- ・浴室内、客室内に非常用の呼び出しボタンを設ける。
- ・水栓器具の冷温水の区別等は、点字やその他の表示により、容易に区別できるようにする。
- ・聴覚障害者用のドアノックセンサー、ファックス、目覚まし用バイブレーター、非常時の連絡用警報装置等を設ける、又は、貸出しできるようにする。
- ・車椅子の通行の支障となりやすいため、客室内の床面に毛足の長いカーペットは用いない。

☆福まち条例独自基準(努力義務) ◇標準的な整備基準



《バスルームの整備例》



- ★水洗器具は容易に操作可能なもの ◇車椅子使用者の利用に配慮した高さ
- ◇洗面器の下に空間を設ける ([4] 便所、[14] 浴室参照)

《車椅子使用者用客室の設置数》

公安 克勒	設置数	
総客室数	★義務	☆努力義務 (義務数に以下の数を加算した室数を設置)
1~49室	_	1室以上
50室	1室以上	_
51~100室	1室以上	1室以上
101~150室	2室以上	1室以上
151~200室	2室以上	2室以上
201室~	総数×1/100室以上	2室以上



《基本的考え方》

様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動し、建築物を利用できるようにするため、道路や駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、利用者が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められます。

【1】敷地内の通路

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

1 1 7577		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する敷地内通路 (多数の者の読み替え有り)
①床面	●令第16条第1号に適合すること	令第16条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で 仕上げること。
②段	●令第16条第2号ロ・ハに適合すること	令第 16 条第 2 号 段がある部分は、次に掲げるものであること。
		ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより 段を容易に識別できるものとすること。
		ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因 となるものを設けない構造とすること。
	★段を設ける場合には、両側に手すりを 設け、回り段としないこと。	令第16条第2号イ 手すりを設けること。
③傾斜路 (手すり・	●令第16条第3号に適合すること	令第 16 条第 3 号 傾斜路は、次に掲げるものであること。
立ち上が り)		イ 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16 cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜
9)		がある部分には、手すりを設けること。
		ロ その前後の通路との色の明度、色相又は 彩度の差が大きいことによりその存在を容
		易に識別できるものとすること。
	★傾斜路を設ける場合には、両側に、側 壁又は立ち上がりを設けること。	_
④突出物等	★突出物等通行の支障となるものを設け ないこと。ただし、視覚障害者の通行	
	の安全上支障が生じないよう必要な措	_
	置を講じた場合においては、この限り でない。	
⑤排水溝の	★排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、	
溝蓋	車椅子等の使用者の通行に支障のない 構造とすること。	_

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこ れに併設するもの(その踊場を含 む)	_

《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【段】転倒やつまずき等を防止するため、段を容易に識別できるものとする。また、利用者の転落、転倒等を防止するため、両側に手すりを設け、また、回り階段としない。
- ③【傾斜路(手すり・立ち上がり)】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。また、杖等による危険の認知、車椅子のキャスター等の脱輪防止等のため、側壁 又は立ち上がりを設ける。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。
- ④【突出物等】ベンチ、自動販売機、屋外消火栓ボックス等の設置について、通行の支障とならないよう、設置場所等を確保する。
- ⑤【排水溝の溝蓋】杖先や車椅子のキャスター等の落下防止、及び利用者の転倒防止のため、 溝蓋を、通行に支障がない構造とする。

《望ましい整備》

- ・歩行者動線上の車止め(ボラード)は、原則として設けない。やむを得ず設ける場合は、夜間の視認性が高まるよう反射材等を付け、また、その存在が視覚障害者に認知できるよう、 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設したり、周囲との明度差等に配慮して設ける。
- ・敷地内通路に視覚障害者誘導用ブロックを設ける場合は、歩道に設けられた視覚障害者誘導 用ブロックに連続する。
- ・視覚障害者が階段に衝突しないよう、階段下 2m 以下の部分には、柵、ベンチ、植栽、点状ブロック等を適宜設ける。

【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路

上記【1】(②を除く。)のほか、次の構造とすること。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する敷地内通路のうち、移動等円滑化経路を構成する敷地内 通路(駐車場内の通路を含む)	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する敷地内通路のう ち、移動等円滑化経路を構成する敷地内通路 (多数の者の読み替え有り)
①幅	●令第18条第2項第7号イに適合する	令第18条第2項第7号イ
	こと	幅は、120cm以上とすること。
②車椅子の 転回場所	●令第18条第2項第7号口に適合する こと	令第18条第2項第7号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない 場所を設けること。
③戸の構造	●令第18条第2項第7号ハに適合する	令第18条第2項第7号ハ

	こと	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	_
	★全面が透明な戸を設ける場合には、戸 に衝突を防止する措置を講じたものと すること。	_
④傾斜路(幅・勾配)	●令第18条第2項第7号二に適合する こと	 令第18条第2項第7号二 傾斜路は次に掲げるものであること。 (1)幅は、段に代わるものにあっては 120cm以上、段に併設するものにあって は90cm以上とすること。 (2)勾配は、1/12を超えないこと。ただし、 高さが16cm以下のものにあっては、1/8 を超えないこと。 (3)高さが75cmを超えるもの(勾配が 1/20を超えるものに限る。)にあっては、 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以 上の踊場を設けること。

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(8-1移動等円滑化経路 で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(令第18条で整備する経 路)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)	_

《解説》

- ①【幅】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員120㎝以上を確保する。
- ②【車椅子の転回場所】車椅子使用者の方向転換に支障がないスペースを確保する。
- ③【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

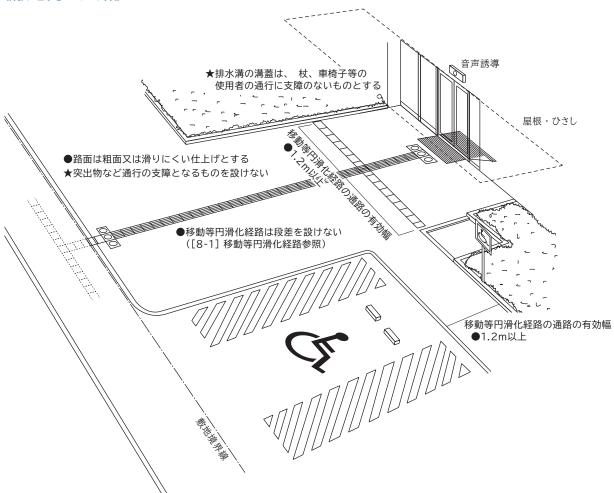
自動開閉の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに安全装置(安全センサー)を設置する。衝突の危険があるため、透明なガラス戸には目の高さの位置に横桟を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。

④【傾斜路(幅・勾配)】車椅子使用者や視覚障害者等の安全な昇降に配慮し、所定の構造とする。階段のほか、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路も対象となる。

《望ましい整備》

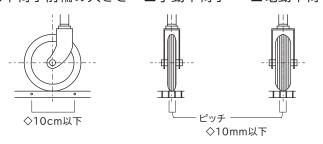
- ・車椅子同士がすれ違えるよう、有効幅員は 1.8m 以上とする。
- ・屋外の傾斜路の勾配は 1/15 以下とする。
- ・屋外の傾斜路には、屋根を設ける。

《敷地内の通路》



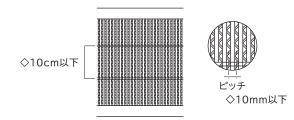
《車椅子の前輪が落下しない配慮》

■車椅子前輪の大きさ ■手動車椅子 ■電動車椅子



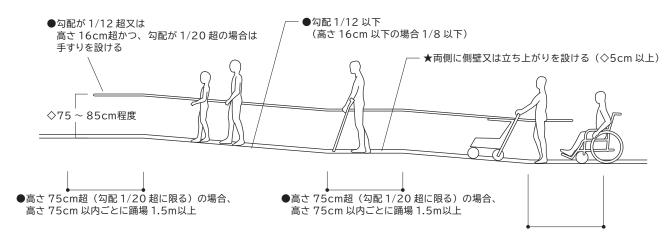
出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成 31 年 (2019 年) 3月改訂版 128 ページ【図 12.1】(一部、変更しています。)

《細目タイプの排水溝の溝蓋(ノンスリップタイプ)》



★排水溝の溝蓋は、杖や車椅子の前輪等が落ち込まない構造

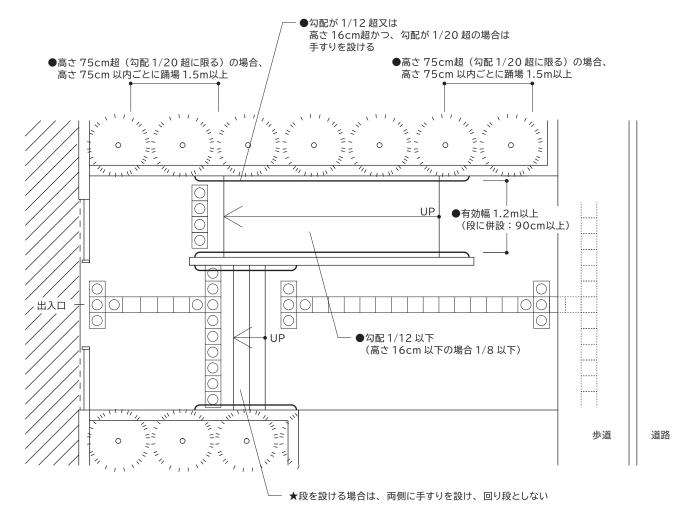
《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の傾斜路》



- ●路面は粗面又は滑りにくい仕上げ
- ●前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの
- ●有効幅 120cm以上(段に併設:90cm以上)
- ●50m以内ごとに車椅子の回転に支障のない場所を設ける

●高さ 75cm超(勾配 1/20 超に限る)の場合、 高さ 75cm 以内ごとに踊場 1.5m以上

《移動等円滑化経路を構成する敷地内通路の整備例》



出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成31年(2019年)3月改訂版 128ページ【図12.3】(一部、変更しています。)



《基本的考え方》

建築物に附属する駐車場は、安全性の確保や利用のしやすさへの配慮が求められます。また、利用者にわかりやすく案内する配慮が求められます。

【1】車椅子使用者用駐車施設

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象	利用者の用に供する駐車場(共同住宅 又は寄宿舎に設けられるものを除く)	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する駐車場 (多数の者の読み替え有り)	
①設置数	★自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。(端数切上) ★自動車の全駐車台数が201以上の場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数(端数切上)に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を	令第17条1項 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上 に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けな ければならない。	
②幅	設けること。 ●令第17条第2項第1号に適合すること	令第17条第2項第1号 幅は、350cm以上とすること。	
③路面	★車両への乗降の用に供する部分の表面 は、できるだけ水平とすること。	-	

《用語の定義》

######################################		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	_
駐車場	専ら大型自動二輪車及び普通自動 二輪車(いずれも側車付きのものを 除く)の駐車のためのものを除く	_
車椅子使用者用駐車 施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (7駐車場等で整備する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)

《解説》

- ②【幅】車椅子使用者が乗降しやすいよう、幅は350cm以上とする。
- ③【路面】車の乗降時の安全性に配慮し、表面をできるだけ水平とする。

《望ましい整備》

- ・大規模商業店舗や医療施設等では、車椅子使用者用駐車施設のほかに、乳幼児連れの利用者 等が優先的に駐車できる場所を設ける。
- ・車椅子使用者用駐車施設の奥行きは 6.0m 以上とする。
- ・車椅子使用者の乗降スペースは、左右両方に設ける。
- ・駐車施設及び通路には、車椅子使用者の利用を考慮し、屋根又は庇を設ける。

【2】高齢者、障害者等優先停車施設

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準(努力義務)

_		牌百名分逐儿厅手心以	
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		利用者の用に供する車寄せ(共同住宅 又は寄宿舎に設けられるものを除く) (努力義務)	_
(1	設置数	☆②③に定める基準に適合する高齢者、 障害者等優先停車施設を設けるよう努 めること。	_
②乗降スペ ース(寸 法・仕上 げ)		☆車両への乗降の用に供する部分は、車椅子使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ1.5m以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。	_
3	選の基準	☆高齢者、障害者等優先停車施設に最も 近い移動等円滑化経路を構成する出入 口から高齢者、障害者等優先停車施設 までの通路は、次に定める基準に適合 すること。	_
	段の禁止	☆令第18条第2項第1号に適合すること	令第18条第2項第1号 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を 設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベ ーターその他の昇降機を併設する場合は、 この限りでない。
	床面	☆令第16条第1号に適合すること	令第16条第1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げること。
	幅 	☆令第18条第2項第7号イに適合する こと	令第18条第2項第7号イ 幅は、120cm以上とすること。
	車椅子の 転回場 所	☆令第18条第2項第7号□に適合する こと	令第18条第2項第7号ロ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
	戸の構造	☆令第18条第2項第7号ハに適合する こと	令第18条第2項第7号ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する 構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し て通過できる構造とし、かつ、その前後に 高低差がないこと。
		☆自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感知し、戸の閉鎖を 自動的に制止することができる装置を 設けること。	_
		☆全面が透明な戸を設ける場合には、戸 に衝突を防止する措置を講じたものと すること。	_
	傾(・識幅配ちり・名立が)	☆令第16条第3号に適合すること	令第16条第3号 傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 勾配が1/12を超え、又は高さが 16cmを超え、かつ、勾配が1/20を 超える傾斜がある部分には、手すりを 設けること。 □ その前後の通路との色の明度、色相 又は彩度の差が大きいことによりその 存在を容易に識別できるものとするこ と。
			ı

	☆令第18条第2項第7号二に適合する	令第18条第2項第7号二
	こと	傾斜路は次に掲げるものであること。
		(1)幅は、段に代わるものにあっては
		120cm以上、段に併設するものに
		あっては 90cm 以上とすること。
		(2)勾配は、1/12を超えないこと。た
		だし、高さが 16cm 以下のものにあ
		っては、1/8を超えないこと。
		(3) 高さが 75cm を超えるもの (勾配
		が 1/20 を超えるものに限る。)にあ
		っては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅
		が 150cm 以上の踊場を設けるこ
<u> </u> 	A ATALER (TRAIN THE A	と。
	☆傾斜路を設ける場合には、両側に、側	_
	壁又は立ち上がりを設けること。	
突出物等	☆突出物等通行の支障となるものを設け	
	ないこと。ただし、視覚障害者の通行	
	の安全上支障が生じないよう必要な措	_
	置を講じた場合においては、この限り	
	でない。	
排水溝の	☆排水溝に溝蓋を設ける場合には、杖、	
溝蓋	車椅子等の使用者の通行に支障のない	_
7733	構造とすること。	
	旧足にょるにし。	

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
高齢者、障害者等優 先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円 滑な乗降に供する自動車の停車施設	-
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(「8-1移動等円滑化経 路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(令第 18 条で整備する経 路。)
傾斜路	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む)	階段に代わり、又はこれに併設す るもの

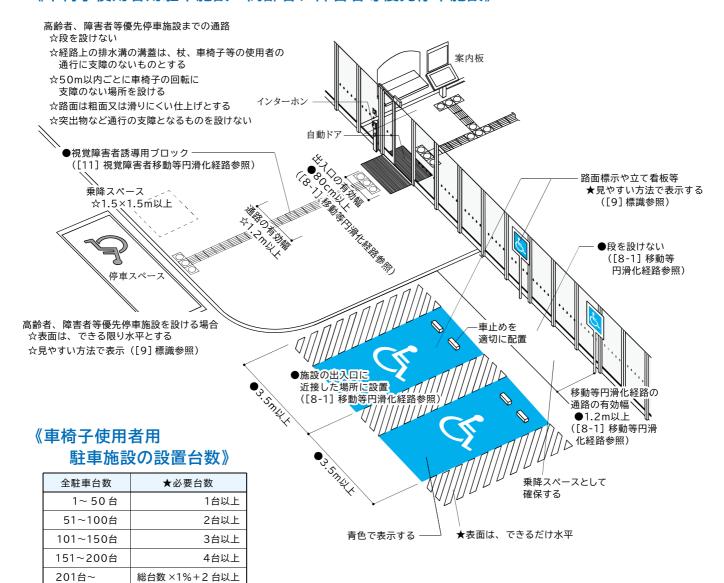
《解説》

- ①【設置数】高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に配慮するため、優先停車施設を設ける。
- ②【乗降スペース(寸法・仕上げ)】車椅子使用者が円滑に乗降できるよう、乗降スペースの幅及び奥行きを 1.5 m 以上とする。
- ③【通路の基準】建築物から乗降スペースまでを利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、乗降通路の構造は所定の構造とする。

《望ましい整備》

・停車用区画は、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅、奥行きとする。

《車椅子使用者用駐車施設・高齢者、障害者等優先停車施設》



《車椅子使用者用駐車施設の設置例》



コラム 🧼

・車椅子使用者用駐車施設へのコーン等の設置 について

区画内にコーン等は原則置かないこと、置く 場合は、利用者が車から降り、建築物の出入 口に至る導線に影響がない位置に配置する。

《コーンを置く場合のイメージ》





8-1 移動等円滑化経路

《基本的考え方》

利用者が使用する経路は、様々な移動上の制約を受ける人が、制約を受けない人と同じように移動、利用できるようにすることが基本となります。設計においては、特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用でき、目的の空間まで容易に到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【1】移動等円滑化経路

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

(床面積の合計が500 ㎡(共同住宅等は1,000 ㎡)以上、又は利用居室なし)

(水田 項		○Ⅲ)タエ、スは特別は主張し)
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が500 ㎡(共同住宅又 は寄宿舎にあっては、1,000㎡)以 上、又は利用居室が設けられていない 建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する建築物の経路 (多数の者の読み替え有り)
経路 (利用居室からA~Cまで) A道等	次に掲げる場合は、利用者の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。 ・建築物に、利用居室を設ける場合道等から当該利用居室(共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室)までの経路	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合道等から当該利用居室までの経路(地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
B便所	・建築物又はその敷地に車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ(それぞれ客室に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。)から当該車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレまでの経路	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (車椅子使用者用客室に設けられるものを除 く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同 じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路
C駐車 施設	・建築物又はその敷地に車椅子使用者 用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から 利用居室(当該建築物に利用居室 が設けられていないときは、道 等。)までの経路	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車 施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室 までの経路
経路の長	移動等円滑化経路は、できるだけ短 くすること。	令第17条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使 用者用駐車施設から利用居室までの経路の長 さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は 段	令第18条第2項第1号に適合する こと。	令第18条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間 別整備基 準	「1廊下等」「3傾斜路」、「6敷地内の通路」「8-2エレベーター等」、 「13出入口」に記載。	令第18条第2項各号

《用語》	り 止我 //		
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び
		価値のようフィッポ例	埼玉県バリアフリー条例
利用者	1	施設を利用し、当該施設においてサ	
		ービス等の提供を受ける者	-
移動等	円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で	高齢者、障害者等が円滑に利用で
		きる経路 (「8-1移動等円滑化経	きる経路(令第18 条で整備する経
		路」で整備する経路)	路)
利用居	室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又 は
			主として高齢者、障害者等が利用する
			(読替え:多数の者が使用する)居室
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左
	当該建築物の	利用者の用に供する車寄せが設け	令第 1 8 条第 3 項
	車寄せ	られた建築物の移動等円滑化経路を	第1項第1号に定める経路を構成
	· · · · · · (読み替え)	構成する敷地内の通路が地形の特殊	する敷地内の通路が地形の特殊性に
		性により「6【2】移動等円滑化経	より前項第7号の規定によることが
		路を構成する敷地内の通路」に定め	困難である場合における前 2 項の規
		る基準に適合させることが困難であ	定の適用については、第1項第1号
		る場合における「8-1【1】移動	中「道等」とあるのは、「当該建築物
		等円滑化経路」の規定の適用につい	の車寄せ」とする。
		ては、「道等」とあるのは、「当該建	
		築物の車寄せ」とする	
地上階		直接地上へ通ずる出入口を有する	同左
		階	
車椅子	対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する	_
		便所	
│準車椅	子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する	-
		便所	
車椅子使用者用便房			車椅子使用者が円滑に利用するこ
		-	とができるものとして国土交通大臣
	*		が定める構造の便房
車椅子使用者用客室		車椅子使用者が円滑に利用するこ	車椅子使用者が円滑に利用するこ
		とができる客室 (「5客室」で整備す	とができる客室(令第15条で整備
±++ 7 /+ m + m + +		る客室)	する客室)
車椅子使用者用駐車		車椅子使用者が円滑に利用するこ	車椅子使用者が円滑に利用するこ
施設		とができる駐車施設(「7駐車場等」	とができる駐車施設(令第17条で整
		で整備する駐車施設)	備する駐車施設)

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路(移動等円滑化経路)として、主に、A「道等から利用居室までの経路」 B「利用居室から整備義務のある車椅子対応トイレ等までのそれぞれの経路」、C「車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路」について整備を行う。なお、Aの経路について、共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸(住室) ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室が利用居室となるほか、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路(駐車場内の通路を含む)」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

・屋内の段差は 1cm 以下とする。

【2】移動等円滑化経路

(床面積の合計が500 ㎡(共同住宅等は1,000 ㎡)未満で、地上階に利用居室あり)

	(e. r = 18	The same of the sa	「バリアフリー法令 及び
		福祉のまちづくり条例	ガリアブリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
	経路 地上階にある利用居室からA~C	床面積の合計が500㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡)未満の建築物で地上階に利用居室を有する建築物の経路 次に掲げる施設から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路とすること。	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する建築物の経路 (多数の者の読み替え有り) 令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に 定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経 路にしなければならない。
	^{まで)} A道等	<u>・</u> 道等	令第 1 8 条第 1 項第 1 号
			建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに利用居 室を設ける場合にあっては、当該地上階とそ の直上階又は直下階との間の上下の移動に係 る部分を除く。)
	B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房
		椅子対応トイレ(それぞれ建築物又 はその敷地内に当該施設を設ける場	(車椅子使用者用客室に設けられるものを除
		合で、地上階に設けられるものに限	く。以下同じ。) を設ける場合 利用居室 (当該建築物に利用居室が設けら
		り、客室に設けられるものを除 く。)	れていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経路
	C 駐車 施設	・車椅子使用者用駐車施設(建築物又	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車
	//吧 i 又	はその敷地内に当該施設を設ける場合に限る。)	産業物文はての敷地に単何子使用有用駐車 施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室 までの経路
	経路	次に掲げる施設から地上階以外の階に	令第18条第1項
(地上階以外の階にある	ある利用居室までの利用者の用に供す るそれぞれの経路のうち1以上を移動	次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に 定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経
	利用居室か	等円滑化経路とするよう努めること。	路にしなければならない。
	らA~Cま で)		
	A道等	・道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに利用居 室を設ける場合にあっては、当該地上階とそ の直上階又は直下階との間の上下の移動に係 る部分を除く。)
	B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房
		│ 椅子対応トイレ(それぞれ建築物又はその敷地内に当該施設を設ける場	(車椅子使用者用客室に設けられるものを除
		合で、地上階に設けられるものに限	く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室 (当該建築物に利用居室が設けら
		り、客室に設けられるものを除 く。)	れていないときは、道等。次号において同 じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経
			路

C駐車 施設	・車椅子使用者用駐車施設(建築物又 はその敷地内に当該施設を設ける場 合に限る。)	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に 定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経
/200 o =		路にしなければならない。
経路の長さ	移動等円滑化経路は、できるだけ短く すること。	令第17条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使 用者用駐車施設から利用居室までの経路の長 さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は 段	令第18条第2項第1号に適合すること。	令第18条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間 別整備基 準	「1廊下等」「3傾斜路」、「6敷地内 の通路」「8-2エレベーター等」、「13 出入口」に記載。	令第18条第2項各号

《用譜の定義》			
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
地上階		直接地上へ通ずる出入口を有する 階	同左
利用居室		利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する (読替え:多数の者が使用する)居室
利用者		施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-
移動等	円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 (「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路)
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左
	当該建築物の 車寄せ (読み替え)	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8-1【2】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第18条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。
車椅子	対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する 便所	-
準車椅子対応トイレ		「4便所【2】」の基準に適合する 便所	-
車椅子使用者用客室		車椅子使用者が円滑に利用することができる客室 (「5客室」で整備する客室)	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室(令第15条で整備する客室)
車椅子 施設	使用者用駐車	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (「7駐車場等」で整備する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路(移動等円滑化経路)として、主に、A「地上階にある利用居室から道等までの経路」、B「地上階にある利用居室から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。ま

た、地上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、A の経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。

【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。 【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。 【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路(駐車場内の通路を含む)」、「7駐車場等」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」について整備を行う。

《望ましい整備》

・屋内の段差は 1cm 以下とする。

【3】移動等円滑化経路(床面積の合計が500㎡(共同住宅等は、1,000㎡)未満で、地上階以外の階のみに利用居室あり)

工品公儿の片	首のみに利用店至のり) 	1811-11 >+ 4 7-18
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が500 ㎡(共同住宅又は寄宿舎にあっては、1,000㎡)未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有する建築物の経路	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する建築物の経路 (多数の者の読み替え有り)
経路 (地上階にあ る出入口か らA~Cま で)	次に掲げる施設から地上階にある出入 口までの利用者の用に供するそれぞれ の経路のうち1以上を移動等円滑化経 路とすること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に 定める経路のうちー以上を、移動等円滑化経 路にしなければならない。
A道等	·道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに利用居 室を設ける場合にあっては、当該地上階とそ の直上階又は直下階との間の上下の移動に係 る部分を除く。)
B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車 椅子対応トイレ(建築物又はその敷 地内に当該施設を設ける場合で、地 上階に設けられるものに限り、客室 に設けられるものを除く。)	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (車椅子使用者用客室に設けられるものを除 く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同 じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経 路
C 駐車 施設	・車椅子使用者用駐車施設(建築物又 はその敷地内に当該施設を設ける場 合に限る。)	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車 施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室 までの経路
経路 (地上階以外 の階にある 利用居室か らA~Cま で)	次に掲げる施設から地上階以外の階に ある利用居室までの利用者の用に供す るそれぞれの経路のうち1以上を移動 等円滑化経路とするよう努めること。	令第18条第1項 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に 定める経路のうち一以上を、移動等円滑化経 路にしなければならない。
A道等	·道等	令第18条第1項第1号 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路(地上階 又はその直上階若しくは直下階のみに利用居 室を設ける場合にあっては、当該地上階とそ の直上階又は直下階との間の上下の移動に係 る部分を除く。)
B便所	・1以上の車椅子対応トイレ又は準車 椅子対応トイレ(建築物又はその敷 地内に当該施設を設ける場合で、地 上階に設けられるものに限り、客室 に設けられるものを除く。)	令第18条第1項第2号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房 (車椅子使用者用客室に設けられるものを除 く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同 じ。)から当該車椅子使用者用便房までの経 路

C 駐車 施設	・車椅子使用者用駐車施設(建築物又 はその敷地内に当該施設を設ける場 合に限る。)	令第18条第1項第3号 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車 施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室 までの経路
経路の長さ	移動等円滑化経路は、できるだけ短く すること。	令第17条第2項第2号 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使 用者用駐車施設から利用居室までの経路の長 さができるだけ短くなる位置に設けること。
階段又は 段	令第 18 条第 2 項第 1 号に適合する こと。	令第18条第2項第1号 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
単位空間 別整備基 準	「1廊下等」「3傾斜路」、「6敷地内 の通路」「8-2エレベーター等」、「13 出入口」に記載。	令第18条第2項各号

(/I) DD V	《用語の足我》			
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
地上階		直接地上へ通ずる出入口を有する 階	同左	
利用居室		利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する (読替え:多数の者が使用する)居室	
利用者	:	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-	
移動等	円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 (「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路)	
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左	
	当該建築物の 車寄せ (読み替え)	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合させることが困難である場合における「8-1【3】移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	令第18条第3項 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
車椅子	対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する 便所	-	
準車椅子対応トイレ		「4便所【2】」の基準に適合する 便所	-	
車椅子使用者用客室		車椅子使用者が円滑に利用することができる客室 (「5客室」で整備する客室)	車椅子使用者が円滑に利用することができる客室(令第15 条で整備 する客室)	
車椅子 施設	使用者用駐車	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (「7駐車場等」で整備する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)	

《解説》

【経路】利用者の用に供する経路のうち、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路(移動等円滑化経路)として、主に、A「地上階にある出入口から道等までの経路」、B「地上階にある出入口から地上階にある車椅子対応トイレ等までの経路」、C「地上階にある出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路」について整備を行う。また、地

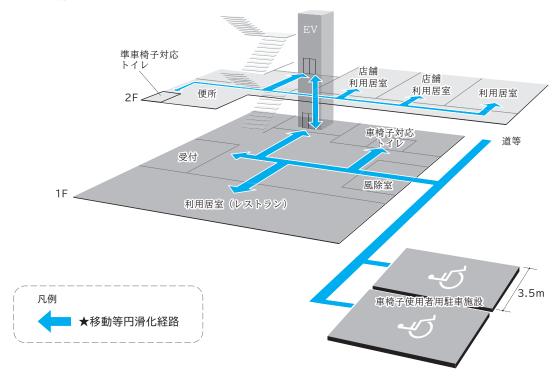
上階以外の階にある利用居室から各施設までの経路は、移動等円滑化経路とするように努める。なお、A の経路について、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、道等ではなく利用者が使用する車寄せから利用居室までの経路を整備する。

【経路の長さ】高齢者、障害者等の移動上の負担を軽減するため経路の長さは短くする。 【階段又は段】車椅子使用者が円滑に利用できるよう移動等円滑化経路上に階段や段は設けない。ただし、やむを得ず階段や段を設ける場合は傾斜路又はエレベーター等を併設する。 【単位空間別整備基準】高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備された経路として、「1廊下等」、「3傾斜路」、「6敷地内の通路(駐車場内の通路を含む)」、「7駐車場等」、「8-2エレベーター等」、「13出入口」について整備を行う。

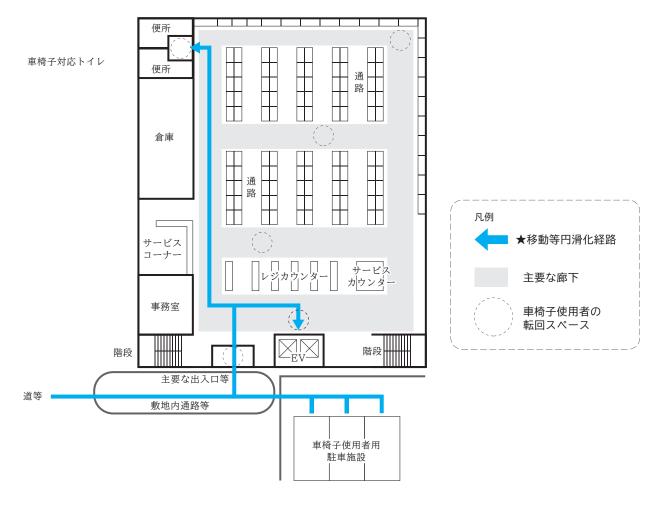
《望ましい整備》

・屋内の段差は 1cm 以下とする。

【1】《移動等円滑化経路の例(床面積500㎡以上の商業ビル)》

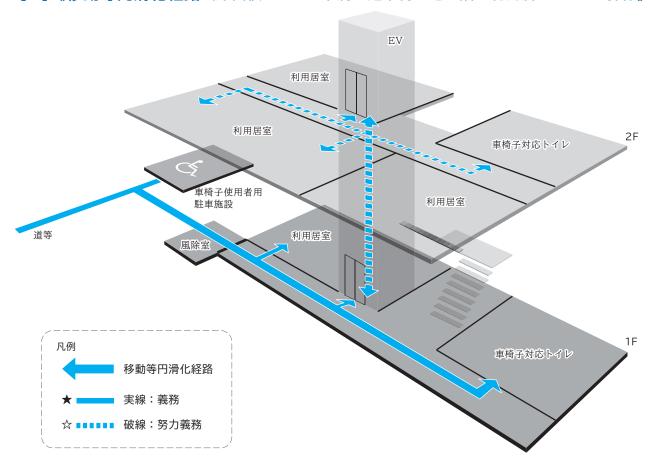


【1】《移動等円滑化経路の例(床面積500㎡以上のスーパーマーケット)》



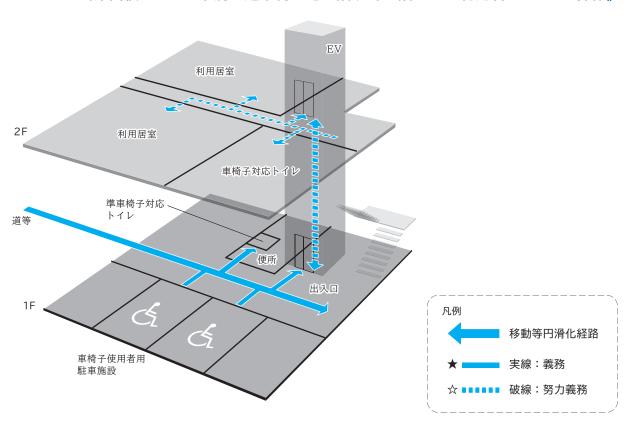
8-1 移動等円滑化経路

【2】《移動等円滑化経路(床面積500㎡未満の建築物で地上階に利用居室がある場合)》



【3】《移動等円滑化経路

(床面積 500 m未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室がある場合)》



8-1 移動等円滑化経路



8-2 エレベーター等

《基本的考え方》

エレベーターは、安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段です。設計においては、高齢者や障害者等が容易に目的の階まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

【1】エレベーター(共同住宅又は寄宿舎を除く)

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び
			埼玉県バリアフリー条例
対象		移動等円滑化経路を構成するエレベー	移動等円滑化経路を構成するエレベーター
		ター(共同住宅又は寄宿舎を除く)及び	
		その乗降ロビー	
俉	計止階	籠は、利用居室、車椅子対応トイレ若	令第18条第2項第5号イ
		しくは準車椅子対応トイレ又は車椅子	籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は
		使用者用駐車施設がある階及び地上階	車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階
		に停止すること。	に停止すること。
H	3人口の	令第18条第2項第5号口に適合する	令第18条第2項第5号口
ф	三	こと。	籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上
			とすること。
	手降	令第18条第2項第5号二に適合する	令第18条第2項第5号二
	1ビー	こと。	乗降ロビーは、高低差がないものとし、そ
		人签 4 0 夕笠 5 正 笠 5 口 11 上 笠 5 土 5	の幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。
	2,000 m²	令第 18 条第 2 項第 5 号八に適合する	令第 18 条第 2 項第 5 号八
籠	以上	こと。	籠の奥行きは、135cm以上とすること。
Ø			A 55 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5
		令第 1 8 条第 2 項第 5 号チ(1) に適合	令第18条第2項第5号チ(1)
大		すること。	籠の幅は、140cm 以上とすること。
き		令第 1 8 条第 2 項第 5 号チ(2)に適合	令第18条第2項第5号チ(2)
さ		すること。	籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
	2,000 m²	 籠の幅は 9 0 c m 以上とすること。	SCC.
	2,000 III 未満で、	龍の幅はもの間以上とすること。	-
	事務所等		
	の用途	籠の奥行きは120cm 以上とするこ	_
	の用座	と。	
	2,000 m²	籠の幅は90cm以上とすること。	
	未満で、		-
	事務所等	籠の奥行きは 135cm 以上とするこ	↓ 令第 1 8 条第 2 項第 5 号八
	の用途以外	د.	籠の奥行きは、135cm以上とすること。
	=すり	 籠内には、手すりを設けること。	-
 鏡		だけには、車椅子使用者が乗降する際	
927	τ.	に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状	
		態を確認することができる鏡を設ける	-
		こと。	
表示案内		- ここ。 - 令第 1 8 条第 2 項第 5 号へに適合する	 令第 1 8 条第 2 項第 5 号へ
1 1 X 1 1 1 1		マガーの示がと境がりらいに廻口すること。	マポーの 宗弟 と頃ま 3 写べ
		<u> </u>	在位置を表示する装置を設けること。
		令第18条第2項第5号トに適合する	令第18条第2項第5号ト
		こと。	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表
			示する装置を設けること。
			1

車椅子使	◇第10条第3百第5号⇒に溶合する	令第18条第2項第5号ホ
単何于使 用者対応	令第 18 条第 2 項第 5 号ホに適合する こと。	マ第 1 8 余第 2 頃第 5 亏小 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が
用有对心 操作盤	<i>_ _ _ _</i> .	利用しやすい位置に制御装置を設けること。
視覚障害	籠内及び乗降口ビーに設ける制御装置	令第18条第2項第5号リ(2)
者対応操	(令第18条第2項第5号ホに定める	籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車 椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の
作盤	制御装置を除く。) は、視覚障害者が 円滑に操作できる構造とすること。	位置に制御装置を設ける場合にあっては、当
	口角に採作できる悔迫とすること。	該その他の位置に設けるものに限る。) は、
		点字その他国土交通大臣が定める方法により
		視覚障害者が円滑に操作することができる構 造とすること。
	ただし、床面積の合計が 500 ㎡未満	足にすること。
	の建築物に設けられるエレベーター	
	(主として視覚障害者が利用するもの	
	を除く。) である場合、又は主として	
	自動車の駐車の用に供する施設に設け	-
	られるエレベーターである場合におい	
	ては、この限りでない(視覚障害者	
	対応操作盤の規定は適用しない)。	
音声案内	籠の出入口が複数あるエレベーターを	
(籠の出	設ける場合においては、開閉する籠の	_
入口)	出入口を音声により知らせる装置を設	
	けること。	
音声案内	籠内又は乗降口ビーには、到着する籠	令第18条第2項第5号リ(3)
(昇降方	の昇降方向を音声により知らせる装置	籠内又は乗降口ビーに、到着する籠の昇降 方向を音声により知らせる装置を設けるこ
向)	を設けること。	と。
	ただし、床面積の合計が 500 ㎡未満	
	の建築物に設けられるエレベーター	
	(主として視覚障害者が利用するもの	
	を除く。) である場合、又は主として	-
	自動車の駐車の用に供する施設に設け	
	られるエレベーターである場合におい	
	ては、この限りでない(音声案内	
立吉安市	(昇降方向)の規定は適用しない)	◇第40条第2语第:□Ⅱ/4)
音声案内	籠内には、籠が到着する階並びに籠及 び見降路の出入口の戸の開始を辛毒に	令第 1 8 条第 2 項第 5 号 リ (1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降
(到着す る階・出	び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声に より知らせる装置を設けること。	龍内に、龍が到着する階並びに龍及び弁阵
入口の戸	あり刈りにも衣里で取りること。	装置を設けること。
の閉鎖)	ただし、床面積の合計が 500 ㎡未満	
13330	の建築物に設けられるエレベーター	
	(主として視覚障害者が利用するもの	
	を除く。) である場合、又は主として	
	自動車の駐車の用に供する施設に設け	-
	られるエレベーターである場合におい	
	ては、この限りでない(音声案内	
	(到着する階・出入口の戸の閉鎖)の	
 自動感知	規定は適用しない) 籠の出入口には、利用者を感知し、籠	
日勤恩和 制止装置	龍の五人口には、利用者を感知し、龍 及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動	
四八八百	のに制止することができる装置を設け がに制止することができる装置を設け	-
	ること。	
	<u>ي</u> د د ه	

災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転を	
	行うエレベーターを設ける場合は、管	
	制運転を行っている旨を音声及び文字	-
	で知らせる装置を設けるよう努めるこ	
	と。	

事務所等

- ・卸売市場(床面積の合計が500㎡以上のものに限る。)
- ・事務所(床面積の合計が500㎡以上のものに限る。)
- ・映画スタジオ又はテレビスタジオ(これらのうち、床面積の合計が500㎡以上のものに限る。)
- ・工場(床面積の合計が500㎡以上のものに限る。)
- ・火葬場(床面積の合計が500㎡以上のものに限る。)

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 (「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路)
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する (読替え:多数の者が使用する)居室
車椅子対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する 便所	-
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する 便所	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣 が定める構造の便房
車椅子使用者用駐車 施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (「7駐車場等」で整備する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する 階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、利用者が使用する居室がある階、円滑な利用に配慮された施設がある階、出入口がある階に停止が必要となる。

【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。

【乗降ロビー】乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150cm×150cm以上の水平な空間を設ける。

【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利用できるだけの大きさを確保する。

【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。

【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。

【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降ロビーに は籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。

【車椅子使用者対応操作盤】車椅子使用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を 考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。 【視覚障害者対応操作盤】視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。

【音声案内(籠の出入口)】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【音声案内(昇降方向)】籠内又は乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声で利用者に 知らせる装置を設ける。

【音声案内(到着する階・出入口の戸の閉鎖)】籠内には、籠が到着する階や出入口の戸の閉鎖を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感知し出入口の戸の閉鎖を 自動的に制止することができる装置を設ける。

【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

《望ましい整備》

- ・1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90 c m以上とする。
- ・不特定多数の人が利用する百貨店、劇場、集会施設、観覧施設などのエレベーターでは、15人乗り(幅 160 c m × 奥行き 150 c m)以上の籠の大きさとする。
- ・床面積 2,000 m未満の建築物においても 11 人乗り以上のエレベーターを設置する。
- ・災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【2】共同住宅又は寄宿舎のエレベーター

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	共同住宅又は寄宿舎の移動等円滑化 経路を構成するエレベーター及び乗降 ロビー	移動等円滑化経路を構成するエレベータ -
停止階 	籠は、各住戸、居住者のための共用 部分である居室、車椅子対応トイレ 又は準車椅子対応トイレ及び車椅子 使用者用駐車施設がある階並びに地 上階に停止すること。 令第18条第2項第5号口に適合す	令第18条第2項第5号イ 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又 は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地 上階に停止すること。 令第18条第2項第5号ロ
	ること。	籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。 ■ 100
乗降ロビー	令第 18 条第 2 項第 5 号二に適合すること。	令第18条第2項第5号二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、 その幅及び奥行きは、150cm 以上とする こと。
2,000 ㎡ 龍 以上で、地 の 上階又はそ 大 の直上階若	籠の幅は105cm以上とすること。	-
き しくは直下 さ 階のみに共 用施設等 がある	籠の奥行きは 152cm 以上とすること。	令第18条第2項第5号八 籠の奥行きは、135cm以上とすること。
2,000 ㎡ 以上で、地 上階又はそ	籠の幅は140cm以上とすること。	-
の直上階若 しくは直下 階以外の階	籠の奥行きは 135cm 以上とすること。	令第 1 8 条第 2 項第 5 号八 籠の奥行きは、135 cm 以上とすること。
に共用施設 等 がある	籠の平面形状は、車椅子の転回に支 障がないものとすること。	-
2,000 ㎡ 未満	籠の幅は90cm以上とすること。籠の奥行きは120cm以上とすること。	-
手すり	籠内には、手すりを設けること。	-
鏡	籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。	-
表示案内	令第 18 条第 2 項第 5 号へに適合すること。 令第 18 条第 2 項第 5 号トに適合す	令第18条第2項第5号へ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の 現在位置を表示する装置を設けること。 令第18条第2項第5号ト
	ること。	受第18 宗第2 頃第5 号下 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を 表示する装置を設けること。

車椅子使用	令第18条第2項第5号ホに適合す	令第18条第2項第5号ホ
者対応操作	ること。	籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者
盤		が利用しやすい位置に制御装置を設けるこ
		と。
音声案内	籠の出入口が複数 あるエレベーター	
(籠の出入	を設ける場合においては、開閉する	
□)	籠の出入口を音声により知らせる装	-
	置を設けること。	
自動感知制	籠の出入口には、利用者を感知し、	
止装置	籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を	
	自動的に制止することができる装置	-
	を設けること。	
災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転	
	を行うエレベーターを設ける場合に	
	おいては、管制運転を行っている旨	-
	を音声及び文字で知らせる装置を設	
	けるよう努めること。	

共用施設等

- ・居住者のための共用部分である居室
- ・車椅子対応トイレ又は準車椅子対応トイレ
- 車椅子使用者用駐車施設

《用語の定義》

# # # # # # # # # # # # # # # # # # #		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路 (「8-1移動等円滑化経路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(令第18条で整備する経路)
籠	人を乗せ昇降する部分	同左
車椅子対応トイレ	「4便所【1】」の基準に適合する 便所	-
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】」の基準に適合する 便所	-
車椅子使用者用便房	-	車椅子使用車が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房
利用居室	利用者の用に供する居室	不特定かつ多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用する (読替え:多数の者が使用する)居室
車椅子使用者用駐車 施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (「7駐車場等」 で整備する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)
地上階	直接地上へ通ずる出入口を有する 階	同左
利用者	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【停止階】移動上の制約を受ける人や階段を利用できない人の垂直移動のために、各住戸や 共有部分である居室がある階、円滑な利用に配慮された便所や駐車施設がある階、出入口が ある階に停止が必要となる。

【出入口の幅】車椅子使用者が通行できるように、有効な幅を確保する。

【乗降ロビー】乗降ロビーには、車椅子使用者の待機、回転に支障がないように、150cm×150cm 以上の水平な空間を設ける。

【籠の大きさ】建築物の用途や規模に応じて、車椅子使用者と他の者がそれぞれ支障なく利

用できるだけの大きさを確保する。

【手すり】振動等に対する身体的な負担を軽減するために、籠内に手すりを設ける。

【鏡】車椅子使用者が籠の中で回転しなくても、戸の開閉状況が確認できるように、出入口まわりの人や床が見やすい位置に鏡を設ける。

【案内表示】エレベーターの稼働状況を利用者が確認できるように、籠内及び乗降ロビーに は籠が停止する予定の階や昇降方向などを表示する装置を設ける。

【車椅子使用者対応操作盤】車椅子使用者が座ったまま操作できるように、手の届く範囲を 考慮した利用しやすい位置に操作盤を設ける。

【音声案内(籠の出入口)】籠の出入口が複数ある場合には、開閉する出入口を音声で利用者に知らせる装置を設ける。

【自動感知制止装置】挟まれ事故等を防止するために、利用者を感知し出入口の戸の閉鎖を 自動的に制止することができる装置を設ける。

【災害時等】災害時の管制運転を、音声や文字で利用者に知らせる装置を設ける。

《望ましい整備》

- ・一般操作盤は、視覚障害者が円滑に操作できるように、点字、文字の浮彫等が設けられた構造の操作盤とする。
- ・1以上のエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90 c m以上とする。
- ・災害時等の緊急事態の際に、聴覚障害者等とのコミュニケーションができるよう籠内にモニター又は聴覚障害者対応の非常ボタンを設ける。
- ・内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口と籠の戸にガラス窓を設ける。
- ・昇降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。

【3】特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の 昇降機	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造 又 は使用形態のエレベーターその他の昇降機
特殊な構 造又能の 用形ベー ター	令第 18 条第 2 項第 6 号 に適合していること	令第18条第2項第6号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成18年国交省告示第1492号 次に掲げる構造を有し、車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、籠の定格速度が15m/分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの ・平成12年建設省告示第1413号第1第九号に規定する段差解消機・籠の幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上・乗降方向に応じた籠寸法の確保
特殊な構 造又は 用形態の エスカレ ーター	令第18条第2項第6号に適合していること	令第18条第2項第6号 国土交通大臣が定める構造とすること。 平成18年国交省告示第1492号 平成12年建設省告示第1417号第1ただ し書きに規定する車椅子使用者用エスカレーターのうち、車椅子に座ったまま車椅子使用 者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m/分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

《用語の定義》

#1 12 HH - 1 (- 1 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(「8-1移動等円滑化経 路」で整備する経路)	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路(令第18 条で整備する経 路)
籠	人を乗せ昇降する部分	同左

《解説》

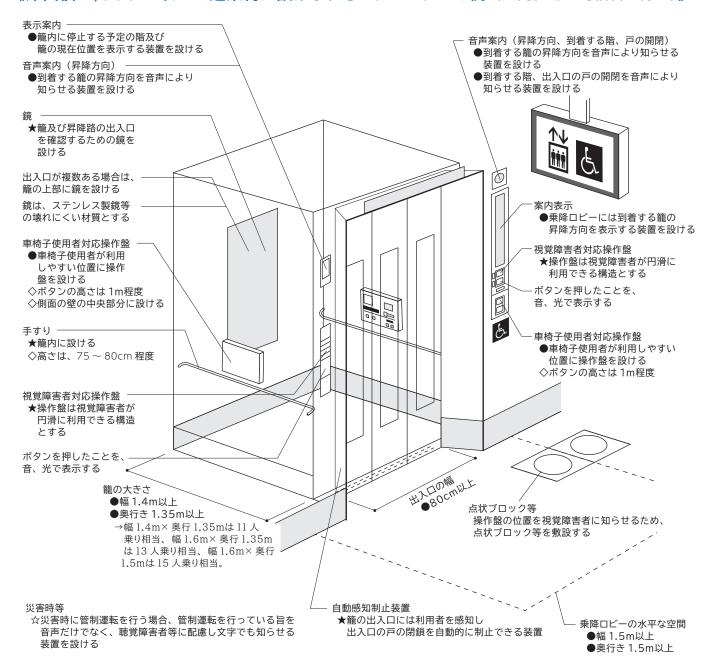
【特殊な構造又は使用形態のエレベーター】車椅子使用者が、車椅子に座ったまま使用できる構造等の段差解消機とする。

【特殊な構造又は使用形態のエスカレーター】車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる構造等のエスカレーターとする。

《望ましい整備》

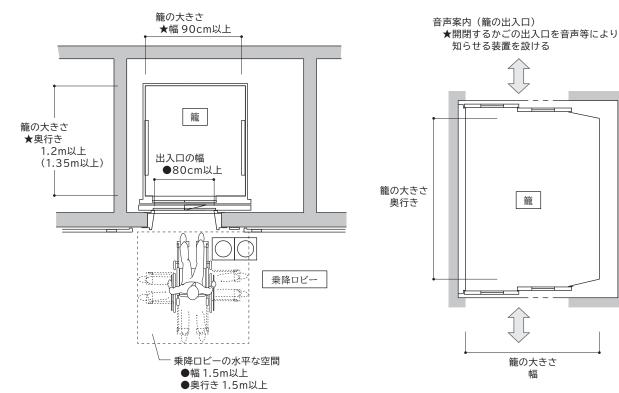
・エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入 の可否を表示する。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この 限りでない。

《床面積 2,000 ㎡以上の建築物に設けられるエレベーターの例 (共同住宅又寄宿舎を除く)》



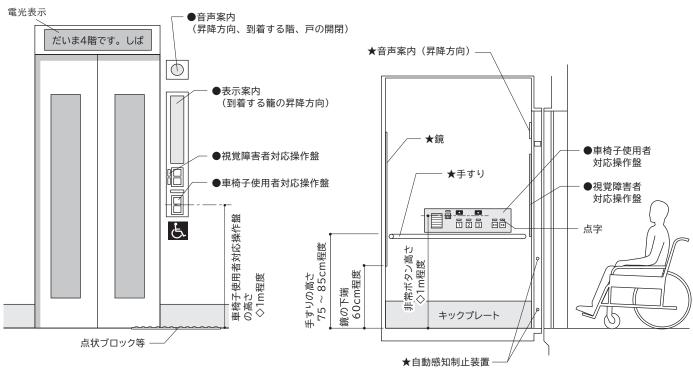
《床面積 2,000 ㎡未満の建築物に 設けられるエレベーターの例》

《籠の出入口が複数ある 例》 エレベーターの例》

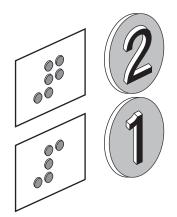


《乗降ロビーの操作盤等》

《籠内の操作盤等》



《階数ボタン(点字表示)》



操作盤のボタンは、 押しボタン式とする

ボタンは浮彫数字を用いて 表示する

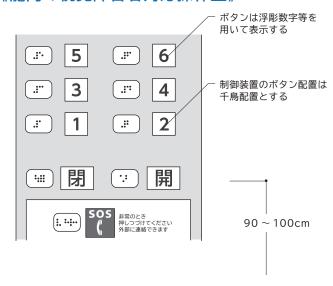
階数ボタンは、周辺色との 区別が容易にできること

操作盤にあるボタンを押した ことを、音、光で表示する。

《籠内の操作盤と各階案内表示板》



《籠内の視覚障害者対応操作盤》

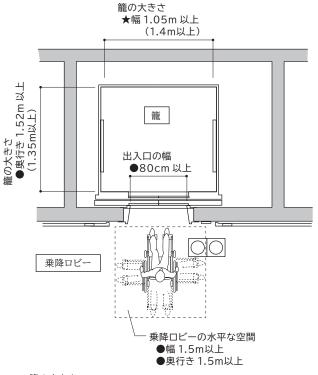


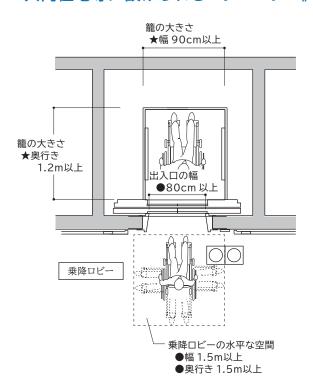
《籠内の車椅子使用者対応操作盤》



《床面積 2,000 ㎡以上の共同住宅等の 利用円滑化経路を構成するエレベーター》

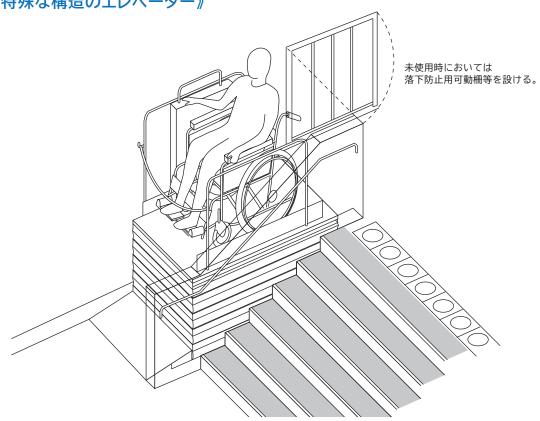
《床面積 2,000 ㎡未満の 共同住宅等に設けられるエレベーター》





籠の大きさ →1.05m×1.5mは、9人乗り相当、ストレッチャーに対応できる 大きさは、1.3m×2.3m程度(11人乗り)以上となる

《特殊な構造のエレベーター》





《基本的考え方》

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターがある場合、その位置を誰にでも分かりやすい内容で表示することが重要になります。設計においては、子どもや外国人も含めて分かりやすいデザインにすることや、位置、照明等による見やすさへの配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

標識

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮 した便所・便房(車椅子対応トイレ、準 車椅子対応トイレ)、駐車施設、停車施 設、又はエレベーターその他の昇降機を 設ける建築物	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設を設ける建築物
標識の設置	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所若しくは便房の出入口若しくはその付近、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又は高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したエレベーターその他の昇降機の付近には、それぞれ、当該便所、便房、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設、エレベーターその他の昇降機があることを表示する標識を設けること。	令第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。
位置、高 さ、照明	位置、高さ、照明等は、高齢者、障害 者等に配慮したものとすること。	令第19条 国土交通省令で定めるところにより、標識を設けなければならない。 平成18年国交省令第113号・標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。・標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本産業規格28210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。
文字	文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。	-
視覚障害 者対応	必要に応じ、点字、音声その他の方法 により視覚障害者を案内する設備を設 けること。	-

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
車椅子使用者用駐車 施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(「7駐車場等」の基準に適合する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(令第17条で整備する駐車施設)
高齢者、障害者等優 先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円 滑な乗降に供する自動車の停車施設 (「7駐車場等」の基準に適合する停 車施設)	-

《解説》

【標識の設置】高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設の位置を明示するため、当該施設の付近に標識を設置する。なお、一般の便所内に便房を設けて準車椅子対応トイレとする場合は、便房とその便房がある便所の出入口又はその付近のそれぞれに標識を設置する必要がある。

【位置・高さ・照明】標識は、円滑な利用に配慮された施設を特に必要とする高齢者、障害者等から見やすい位置で、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車椅子使用者や子どもにも見やすい高さとし、照明による逆光や反射グレアが生じないように配慮する。

【文字】子どもを含め、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとする。

【視覚障害者対応】視覚障害者が円滑な利用に配慮された施設を認識できるように、必要に応じて点字、音声等による案内設備を設ける。

《望ましい整備》

- ・標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設だけではなく、移動等円滑化経路内 に適切かつ連続的に設ける。
- ・利用者に配慮した施設や設備がある場合は、それらの施設や設備があることを示す分かりや すい標識を設ける。
- ・施設用途に応じて外国語を併記する。

☆福まち条例独自基準(努力義務)

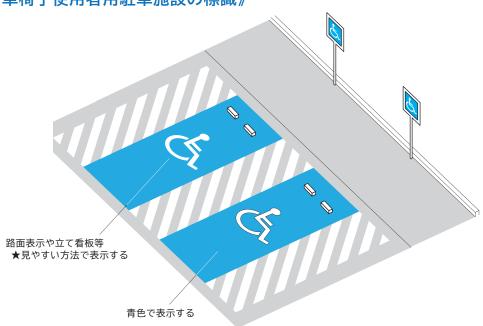
《駐車場案内》



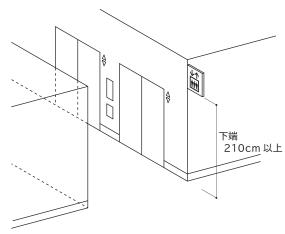
《入口方向を示す案内》



《車椅子使用者用駐車施設の標識》



《突出型の標識を設ける場合》



出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成31年(2019年)3月改訂版 140ページ【図14.2】(一部、変更しています。)

《案内用図記号(JIS Z 8210)の例》



案内所 Question & answer Information



案内



お手洗 Toilets



男性 Men



女性 Women



男女共用お手洗 All gender toilet



こどもお手洗 Children's toilet



オストメイト用設備/ オストメイト Facilities for Ostomy or Ostomate



ベビーチェア Baby chair



おむつ交換台 Diaper changing



介助用ベッド Care bed



着替え台 Changing board



ベビーケアルーム Baby care room



授乳室 Nursing room



障害のある人が 使える設備 Accessible facility



スロープ Slope



駐車場 Parking



自転車 Bicycle



エレベーター Elevator



エスカレーター Escalator



階段 Stairs



喫煙所 Smoking area



加熱式たばこ 専用喫煙所 Designated heated tobacco smoking room



無線 LAN Wireless LAN



カームダウン・クールダウン Calm down, cool down



禁煙 No smoking



撮影禁止 Do not take photographs



AED (自動体外式除細動器) Automated external defibrillator



矢印 Directional arrow

《案内用図記号(JIS Z 8210)以外の例》



乳幼児用設備 Nursery



補助犬マーク Service Dogs Welcome



筆談マーク



手話マーク

• :• :: •:

《点字併記の例》

10 案内設備

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターがある場合、当該施設へ確実にたどり着けるように、誰にでも分かりやすい文字や記号等で案内することが重要になります。設計においては、子どもや外国人も含めて分かりやすいデザインにすることや、位置、照明等による見やすさへの配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

案内設備

案内設備		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した 便所、駐車施設、停車施設、エレベーターそ の他の昇降機を設ける建築物	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設 を設ける建築物
案内所	案内所を設ける場合は、 主要な案内板と 視覚障害者対応案内設備の規定は適用し ない。	令第20条第3項 案内所を設ける場合には、前2項の規 定は適用しない。
主要な案 内板	建築物又はその敷地には、主要な案内板を 設けること。ただし、当該便所、車椅子使 用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停 車施設又はエレベーターその他の昇降機そ の他の設備の配置を容易に視認できる場合 は、この限りでない。	令第20条第1項 建築物又はその敷地には、当該建築物 又はその敷地内の移動等円滑化の措置が とられたエレベーターその他の昇降機、 便所又は駐車施設の配置を表示した案内 板その他の設備を設けなければならな い。ただし、当該エレベーターその他の 昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易 に視認できる場合は、この限りでない。
位置、 高さ、 照明	位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等 に配慮したものとすること。	-
文字	文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、 障害者等が見やすく分かりやすいものと し、必要に応じ、子ども等が理解しやすい よう平仮名、片仮名、図、記号等による表 示を行うこと。	-
視覚障 害者対 応	必要に応じ、点字、音声その他の方法によ り視覚障害者を案内する設備を設けるこ と。	-
祖覚障害 者対応案 内設備	建築物又はその敷地には、当該建築物又は その敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利 用に配慮した便所、車椅子使用者用駐車施 設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエ レベーターその他の昇降機その他の設備の 配置を令第20条第2項の国土交通大臣が 定める方法により視覚障害者に示すための 設備を設けること。	令第20条第2項 建築物又はその敷地には、当該建築物 又はその敷地内の移動等円滑化の措置が とられたエレベーターその他の昇降機、 便所の配置を点字その他国土交通大臣が 定める方法により視覚障害者に示すため の設備を設けなければならない。 平成18年国交省令第113号 ・文字等の浮き彫り… ・音による案内… ・点字及び前 に類するもの
聴覚障害 者配慮設 備(案内 所)	案内所を設ける場合は、文字により情報を 表示する聴覚障害者に配慮した設備を設け るよう努めること。	-

避難誘導	
設借	

消防法(昭和23年法律第186号)第 17条第1項の規定により消防の用に供す る設備の設置が必要な建築物(自動火災報 知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なも のに限る。)については、屋内から直接地 上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に 設けることとされる避難口誘導灯は、点滅 機能及び音声誘導機能により視覚障害者及 び聴覚障害者の避難に配慮したものとする こと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板	建築物又はその敷地内の高齢者、障害者 等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使 用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停 車施設又はエレベーターその他の昇降機そ の他の設備の配置を表示した案内板その他 の設備	-
車椅子使用者用駐車 施設	車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設 (「7駐車場等」の基準に適合する駐車施設)	車椅子使用者が円滑に利用 することができる駐車施設(令 第17条で整備する駐車施設)
高齢者、障害者等優 先停車施設	高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗 降に供する自動車の停車施設 (「7駐車場 等」の基準に適合する停車施設)	-

《解説》

【案内所】高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設、停車施設、エレベーターその他の昇降機を設ける建築物であっても、案内所を設ける場合は 主要な案内板と 視覚障害者対応案内設備は設けなくてもよい。ただし、その場合は 聴覚障害者配慮設備を設けるなど聴覚障害者の利用に配慮する。

【主要な案内板】高齢者、障害者等が円滑な利用に配慮した各設備まで確実にたどり着けるように、配置を表示した案内板等を設ける。主要な案内板には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、車椅子使用者駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機のほか、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したその他の設備の配置を表示する。なお、当該便所、車椅子使用者用駐車施設、高齢者、障害者等優先停車施設又はエレベーターその他の昇降機が容易に視認できれば、主要な案内板を設けなくてもよい。【位置・高さ・照明】主要な案内板は、円滑な利用に配慮された施設を特に必要とする高齢者、障害者等から見やすい位置で、目線の低い車椅子使用者や子どもにも見やすい高さとする。また、照明による逆光や反射グレアが生じないように配慮する。

【文字】文字が多いものやデザインが複雑なものは分かりにくいため、大きめの文字や図記号を用い周辺とのコントラストに留意するなど、分かりやすくシンプルなものにする。

【視覚障害者対応】視覚障害者が円滑な利用に配慮された施設を認識できるように、必要に応じて、主要な案内板には点字、音声等による案内設備を設ける。

【視覚障害者対応案内設備】点字等による案内設備だけでは、情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれているため、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りにしたり、音声による案内を行う等の工夫をする。

【聴覚障害者配慮設備】文字により情報を表示する設備を設けるなど、聴覚障害者の利用に も配慮する。

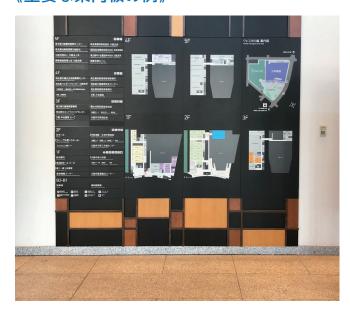
【避難誘導設備】視覚障害者だけでなく、聴覚障害者の避難にも配慮する。

《望ましい整備》

- ・利用者のために、施設の案内、呼び出し、注意喚起、避難誘導その他の施設の利用に係る情報を音声によって放送等する場合には、併せて文字表示による情報提供を行う。
- ・利用者のための案内所に案内等を行う者を常時配置する場合には、手話通訳ができる者を配置し、かつ、筆談等が可能な機器を設ける。

《主要な案内板の例》

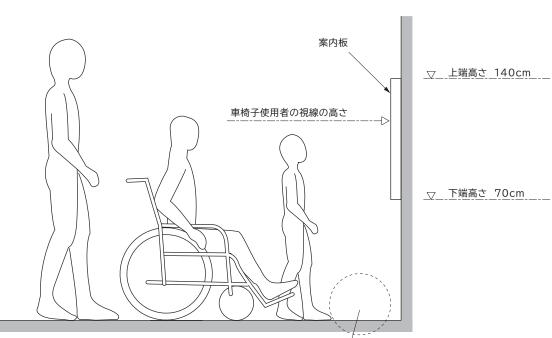
※一部拡大しています







《案内板の高さ》



★案内板等は、車椅子使用者でも見られるよう、 表示板面の中心が 120cm 程度の高さに設置する 足元に障害物があると車椅子使用者や 小さな子どもは、案内板等に近づいて 見ることができない

《視覚障害者対応の例》

★点字、音声案内、電光掲示板等



《誘導設備の例》

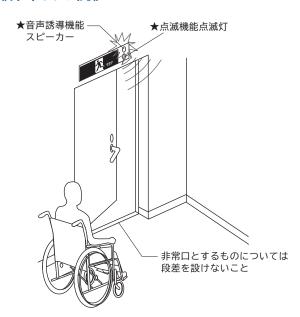


《その他の誘導設備の例》

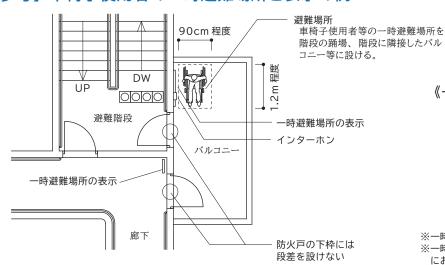


非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、 非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動 した電光表示版を設ける

《非常口の例》



【参考】車椅子使用者の一時避難場所と表示の例



非常階段を除き、一時避難場所等への避難経路には階段又は段を設けない。

《一次待避エリアの表示例》



※一時待避エリアの要件を満たす場合に限る。
※一時待避エリアについては、「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策」(平成25年東京消防庁)を参照すること。

出典:東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 平成31年(2019年)3月改訂版 181ページ【図26.8】



11 視覚障害者移動等円滑化経路

《基本的考え方》

視覚障害者誘導用ブロックの敷設や音声誘導装置の設置は、視覚障害者の危険回避や円滑な移動 をサポートするための有効な手段です。設計においては、周辺状況を考慮して道等から施設利用に 関する情報が得られる場所までの経路を、連続的に、かつ遠回りや複雑にしないような配慮が求め

視覚障害者移動等円滑化経路

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

倪見障害有移動寺门府化絟珀 ————————————————————————————————————			
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内 設備 又は案内所を設ける建築物	案内設備又は案内所を設ける建築物(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 規党障害者が利用するまのに限る。)	
経路 (主要な案内 板又は案内 所から道等 まで)	道等から主要な案内板(点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。)「10案内設備」で整備する視覚障害者対応案内設備又「10案内設備」による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、令第21条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	視覚障害者が利用するものに限る。) 令第21条第1項 道等から令第20条第2項の規定による設備又は令第20条第3項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうちー以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号第4次のいずれかの場合・駐車場の場合・受付やフロント等から建物出入口を容	
		・受付やノロント寺から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで点状ブロック等で誘導される場合	
誘導用 ブロック等	令第 21 条第 2 項に適合すること。	令第21条第2項第1号 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等 及び点状ブロック等を適切に組み合わせて 敷設し、又は音声その他の方法により視覚 障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室 内においては、この限りでない。	
		令第21条第2項第2号 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する 敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚 障害者に対し警告を行うために、点状プロック等を敷設すること。 イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上 端に近接する部分(視覚障害者の利用上 支障がないものとして国土交通大臣が定 める部分を除く。)	
		平成 18 年国交省告示第 1497 号第 5 次のいずれかの場合 ・勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に 近接するもの ・高さが 16 cmを超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接す るもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分 と連続して手すりを設ける踊場等	

《用語の定義》

W7 13 HM	() 「			
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
主要な案内板		建築物又はその敷地内の高齢者、 障害者等の円滑な利用に配慮した便 所、駐車施設又はエレベーターその 他の昇降機の配置を表示した案内板 その他の設備	-	
道等		道又は公園、広場その他の空地	同左	
当該建築物の 車寄せ (読み替え)		利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により、「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合することが困難である場合における「11 視覚障害者移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	-	
利用者		施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-	
視覚障害者移動等円 滑化経路		視覚障害者が円滑に利用できる経路(「11 視覚障害者移動等円滑化経路」で整備する経路)	視覚障害者が円滑に利用できる経 路(令第 21 条で整備する経路)	
線状ブロック等		床面に敷設されるブロックその他 これに類するものであって、線状の 突起が設けられており、かつ、周囲 の床面との色の明度、色相又は彩度 の差が大きいことにより容易に識別 できるもの	同左	
点状ブロック等		床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左	

《解説》

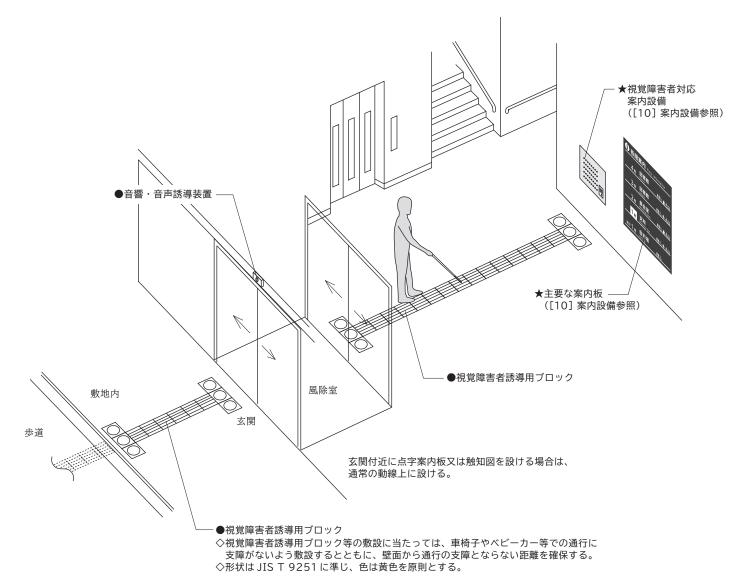
【経路】視覚障害者の危険回避や効率的な移動を支援するため、道等から主要な案内板、視 覚障害者対応案内設備又は案内所までの経路を整備する。なお、地形の特殊性により移動等 円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、利用者が使用する車寄せか ら主要な案内板等までの経路を整備する。

【誘導用ブロック等】線状ブロックは主に誘導用に用いられ、点状ブロックは主に注意喚起や警告用に用いられる。視覚障害者を安全に誘導するため線状ブロックを用い、視覚障害者の移動において歩車道境界や段差の認知等を行い衝突や落下等を防止するため、歩車道境界の近くや段等の上端に点状ブロックを敷設し、視覚障害者へ注意喚起を行う。

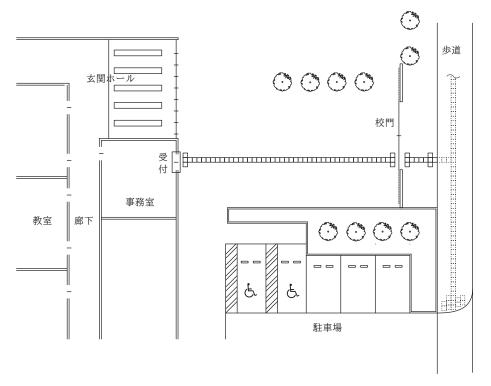
《望ましい整備》

- ・エスカレーターに視覚障害者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案 内(チャイムを含む)を適切に設ける。
- ・専ら高齢者が利用する施設及び幼児が利用する施設では、ブロック等の敷設が利用者の通行 に支障をきたらさないよう配慮する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、弱視者が視認しやすいように通路の床仕上げ材料との間で輝度比 2.0 以上、明度差 5 を確保する。また、金属鋲タイプのブロック等は、滑りやすく施工性能等に難があるため使用しない。
 - 11 視覚障害者移動等円滑化経路

《視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック、線状ブロック)の敷設例》

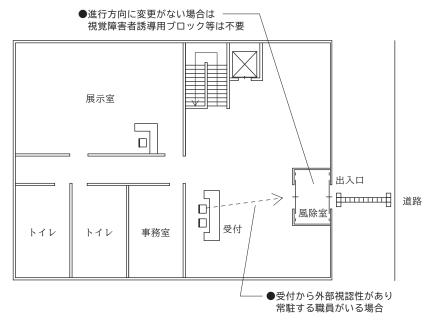


《学校の例》



《受付カウンター付近に管理者等が常駐し、 出入口内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合の例》

※施設の管理者等は、視覚障害者が訪れた時は、出入口で必要な介助、誘導を行う。





《基本的考え方》

乳幼児連れの保護者等が、外出をしたり、社会参加をする上で、安心して子育てができる環境整備が必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

【1】床面積の合計が5,000 ㎡以上の建築物

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が5,000㎡以上の建築物で、 乳幼児を連れた者が長時間利用するもの	病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館
育児用施 設	条例第7条第1項に規定する育児用施設を 設けること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑 に利用することを妨げない場所であって 乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に 育児用施設を1以上設けるとともに、そ の位置を表示しなければならない。
案内表示	育児用施設の出入口又はその付近に、 育児 用施設が設けられている旨の適切な表示を すること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。

【2】床面積の合計が 2,000 m²以上 5,000 m²未満の建築物

E = 2 #14P41			
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象	床面積の合計が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡ 未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間 利用するもの(努力規定)	-	
設	育児用施設を設けるよう努めること。	条例第7条第1項 高齢者、障害者等が当該廊下等を円滑 に利用することを妨げない場所であって 乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に 育児用施設を1以上設けるとともに、そ の位置を表示しなければならない。	
案内表示	育児用施設の出入口又はその付近に、育児 用施設が設けられている旨の適切な表示を すること。	条例第7条第2項 移動等円滑化経路を構成する廊下等以外の場所であって乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に育児用施設が設けられかつ、その位置が移動等円滑化経路を構成する廊下等に表示されている場合には、前項の規定は、適用しない。	

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
育児用施設	乳幼児用ベッド及び椅子その他乳 幼児のおむつの交換及び授乳ができ る設備が配置された場所	同左

《解説》

【育児用施設】子育で補助として、育児用施設を独立した部屋に設けることが望ましいが、設置場所を確保することが困難な場合には、待合室等の一部を利用して場所を設ける。また、「乳幼児を連れた者が長時間利用するもの」とは、病院、診療所、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、社会福祉施設等である。

【案内表示】乳幼児連れの保護者等が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、育児 用施設が設けられている旨の適切な表示をする。

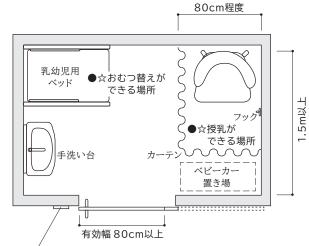
《望ましい整備》

- ・育児用施設には、給湯及び哺乳瓶の消毒等ができる設備を設ける。
- ・授乳のできる場所は、カーテンで仕切るなどプライバシーを確保し、男性も利用できるよう にする。
- ・主要な案内板には育児用施設の案内表示を行う。

《授乳、おむつ替え設備の例》

●☆育児用施設の出入口又はその付近に、 育児用施設が設けられている旨の適切な表示

《小規模な授乳室の例》

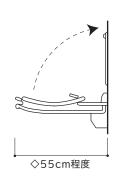


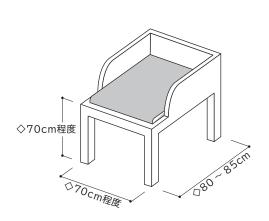
●☆育児用施設の出入口又はその付近に、 育児用施設が設けられている旨の適切な表示



《おむつ替えのできる乳幼児用ベッド》







《育児用施設に関連するサインの例》 ※ 案内用図記号 (JIS Z 8210)



ベビーケアルーム Baby care room (2019年7月20日~)



授乳室(男女共用) Nursing room (2020年5月20日~)



ベビーチェア Baby chair (2020年5月20日~)



おむつ交換台 Diaper changing table (2020年5月20日~)



乳幼児用設備 Nursery (~2019年7月19日)



《基本的考え方》

建築物の出入口は案内所や案内表示に至るまでの経路を、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が必要となります。

【1】出入口

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準(努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する出入口	-
自動感知	自動的に開閉する構造の戸を設ける場	
制止装置	合には、利用者が戸に挟まれることの	
	ないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖	-
	を自動的に制止することができる装置	
	を設けること。	
衝突防止	全面が透明な戸を設ける場合には、戸	
	に衝突を防止する措置を講じたものと	-
	すること。	

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置(安全センサー)を設置する。

【衝突防止】透明なガラス戸は衝突の危険があるため、視覚障害者が識別できるよう、目の 高さの位置に横桟を設置する、ガラスに色をつける又は模様を入れる等、配慮する。

《望ましい整備》

・視覚障害者に配慮し、音声案内又はチャイム等を設ける。

【2】移動等円滑化経路を構成する出入口

上記【1】のほか、次の構造とすること。

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	移動等円滑化経路を構成する出入口	法及び条例の対象建築物で、 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として 高齢者、障害者等が利用する建築物で、 移動 等円滑化経路を構成する出入口 (多数の者の読み替え有り)
有効幅	令第 1 8 条第 2 項第 2 号イに適合する こと	令第 1 8 条第 2 項第 2 号イ幅は、80cm以上とすること。
戸の構造	令第18条第2項第2号口に適合する こと	令第18条第2項第2号ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
移動等円滑化経路	高齢者、障害者等が円滑に利用で きる経路	同左

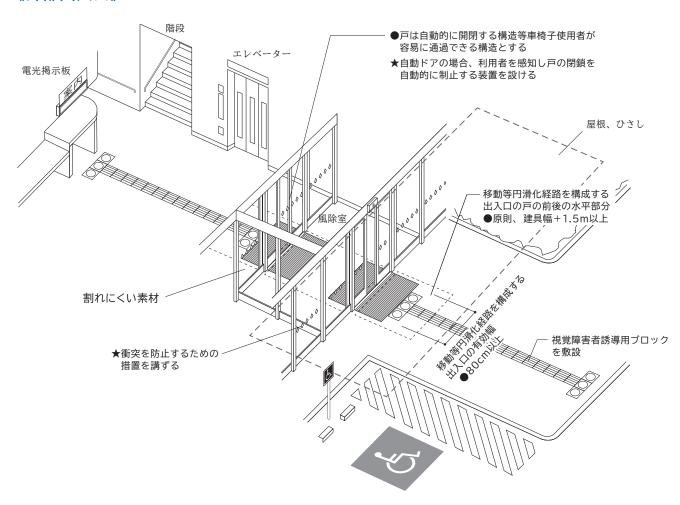
《解説》

【有効幅】ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。 【戸の構造】車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後に接近スペースを設けたり、開閉しやすい取っ手を設置する等、配慮する。また、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

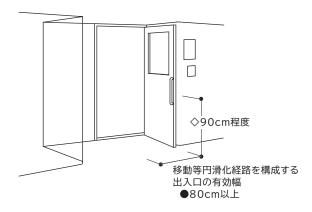
《望ましい整備》

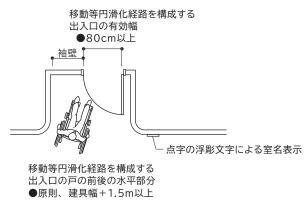
- ・主要な出入口部分の床面、戸の位置や出入口の幅が容易に識別できるように、床材等に視覚的なコントラストをつける。
- ・車椅子使用者が戸を開閉しやすいように、袖壁は引き戸の場合は30cm 以上、開き戸の場合は45cm 以上確保する。
- ・移動等円滑経路を構成する出入口の有効幅は 120 cm 以上とする。
- ・玄関マットは感知式または埋め込み式とする。

《外部出入口》

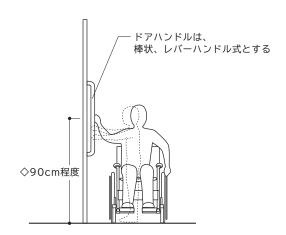


《戸の外側の水平部分》

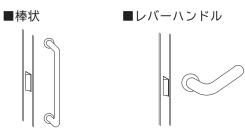




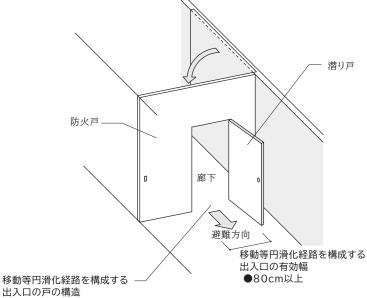
《ドアハンドルの高さ》



《ドアハンドルの種類》



《車椅子使用者が通行しやすい防火戸》



- ●自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が 容易に開閉して通過できる構造
- ●戸の前後に高低差がない



《基本的考え方》

高齢者、障害者等にとって転倒等の危険性が大きい場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が必要となります。

浴室、シャワー室又は更衣室

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		多数の利用者の用に供する浴室、シャワ	法及び条例の対象建築物で、ホテル又は
		- 室又は更衣室(住戸又は客室の内部に設	旅館の客室に設ける浴室又はシャワー室
		けられるものを除く。)	
ŧ	0置数	それぞれ1以上(男子用及び女子用の区	
-	~	分があるときは、それぞれ1以上)の浴	
		室、シャワー室又は更衣室は、次に定め	-
		る基準に適合すること。	
	幅、戸	令第15条第2項第2号口の基準に適合	令第15条第2項第2号口
出	の構造	すること。	・幅は、80cm以上とすること。
入	37 113.	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	・戸を設ける場合には、自動的に開閉
			する構造その他の車椅子使用者が容
П			易に開閉して通過できる構造とし、
			かつ、その前後に高低差がないこ
			と。
	自動感	自動的に開閉する構造の戸を設ける場合	
	知制止	は、利用者が戸に挟まれることのないよ	
	装置	う、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的	-
		に制止することができる装置を設けるこ	
		と。	
	段	出入口には、通行の際に支障となる段を	
		設けないこと。	-
5	巨衣ブー	更衣ブース又はシャワーブースを設ける	
,	ス又はシ	場合においては、それぞれ1以上の出入	
-	ァワーブ	口の幅を 80 cm 以上とすること。	-
ース			
췯	S設備	高齢者、障害者等が円滑に利用すること	
		ができるよう浴槽、シャワー、手すり等	-
		が適切に配置されていること。	
空間の確		車椅子使用者が円滑に利用できるよう十	
1:	呆等	分な空間を確保し、通行の際に支障とな	-
		る段を設けないこと。	
7	k栓器具	水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に	
		操作することができるものとすること。	-

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-

《解説》

【設置数】それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)の浴室、シャワー室又は更衣室は、基準に適合すること。

【幅、戸の構造】有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅 員を確保する。また、戸の構造は、車椅子使用者が座ったまま戸を開閉できるよう、戸の前後 に接近スペースを設けたり、開閉しやすいハンドルを設置する等、配慮する。なお、車椅子 使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。

【自動感知制止装置】利用者が戸に挟まれないよう、戸枠の左右かつ適切な高さに、安全装置(安全センサー)を設置する。

【段】出入口は車椅子の通行や高齢者のつまずきの原因となるため、段を設けない。

【更衣ブース又はシャワーブース】出入口の有効幅は、ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保する。

【各設備】浴室用車椅子等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるよう、手すり 等を適切に配置する。

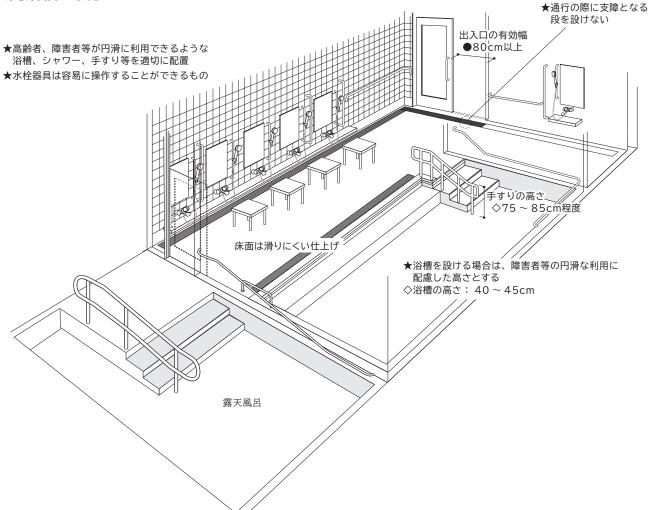
【空間の確保等】出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車椅子使用者が直進 や方向転換できるなど、円滑な利用のために十分な空間を確保する。

【水洗器具】高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、レバー式等の操作しやすいものとし、水洗器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示により容易に区別できるようにする。

《望ましい整備》

- ・車椅子使用者の移乗に配慮し、浴槽の縁には移乗スペース又はバスリフトを設ける。
- ・水洗器具はレバー式などの操作のしやすいものとし、その取り付け高さは車椅子又はシャワーチェア使用時に、座ったまま操作可能なものとする。
- ・シャワーヘッドは昇降可能なものとするか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。

《共同浴槽の例》

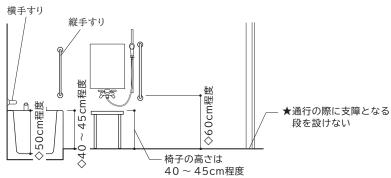


《車椅子使用者に対応した浴室》

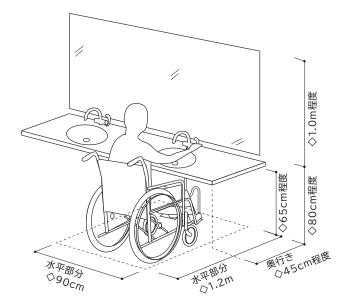
★車椅子使用者が円滑に 利用できるよう十分な空間を確保 ◇径 1.5m程度 は入口の有効幅 ●80cm以上

《シャワーヘッドの例》





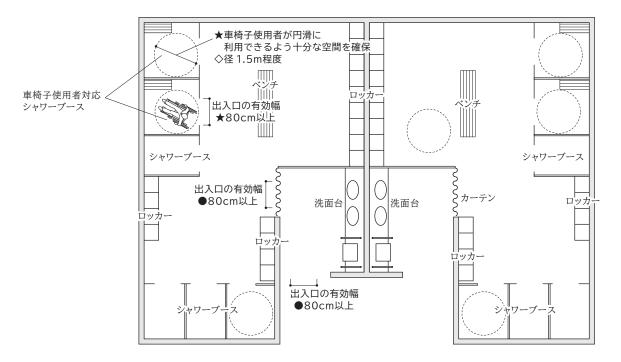
《洗面台(脱衣室)付近》



《車椅子使用者対応 シャワーブースの例》



《更衣室及びシャワー室》





《基本的考え方》

高齢者、障害者等が、駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、舞台 やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるよう配慮が必要となります。

【1】車椅子使用者用の客席

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

_【1】車椅子使用者用の客席 ^{温ま}		まち条例独目基準(努力義務)
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集 会場又は公会堂の客席の部分	-
設置数	車椅子使用者用の客席を 1 以上設ける こと。	-
	客席の総数が 200 以下の場合は当該 客席の総数に 1/50 を乗じて得た数	
	以上、客席の総数が 2 0 1 以上の場合 は当該客席の総数に 1/100 を乗じて	-
	得た数に2を加えた数以上の車椅子使 用者用の客席を設けるよう努めるこ	
1 3- 3-	と。(端数切上)	
大きさ 	奥行きを 120cm 以上、幅を 90cm 以上とすること。	-
経路	客席の部分の移動等円滑化経路を構成 する出入口から車椅子使用者用の客席 までの経路の幅は、120cm以上とす	-
	ること。 客席の部分の移動等円滑化経路を構成 する出入口から車椅子使用者用の客席	-
	までの経路に高低差がある場合は、令第 11 条第 1 号並びに令第 1 8 条第 2 項第 4 号イ及びロに定める基準に適合 する傾斜路を設けること。	-
	・令第 11 条第 1号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい 材料で仕上げること。	
	・令第 18 条第 2 項第 4 号イ 幅は、階段に代わるものにあっては 120cm以上、階段に併設するものに	-
	あっては 90 cm 以上とすること。 ・令第 18 条第 2 項第 4 号ロ	
	勾配は、1/12 を超えないこと。た だし、高さが 16cm 以下のものにあ っては、1/8 を超えないこと。	

《解説》

【設置数】観覧等や客席の選択のため、車椅子使用者用の客席を最低1以上設けることとし、客席の総数に応じて、車椅子使用者用の客席を一定数以上設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

【大きさ】車椅子使用者が容易に停車できる大きさとする。

【経路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120 cm 以上を確保し、段差がある場合は傾斜路を設ける。

《望ましい整備》

- ・客席から舞台までの経路に段が設けられている場合は、段差解消機や傾斜路の設置等を行 う。
- ・乳幼児を連れた利用者や発達障害者等が、安心して観覧するために利用できる区画された部屋(センサリールーム等)を設ける。
- ・車椅子使用者用客席の中又は近くに、可動式の客席など、車椅子使用者以外の者(同伴者を含む)も利用できる客席を同数整備する。
- ・通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障害者等が利用しやすいようはね上げ式とする。
- ・車椅子使用者用の客席から車椅子使用者のサイトラインを確保する。
- ・IPC(国際パラリンピック委員会)が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に規定する、総客席数に対する下記(1)~(3)の比率以上の車椅子使用者用客席を整備する。(宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)に限る。)

なお、多数の車椅子使用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に対応できるよう、専用スペースと可動席スペースを組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。

(1)全スポーツイベント会場:0.50%

(2)オリンピック大会会場 : 0.75%

(3)パラリンピック大会会場:1.0~1.2%

【2】難聴者用の客席

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
対象	劇場、映画館、演芸場、観覧場、集会	-	
	場又は公会堂の客席の部分		
設置数	客席の総数が 200 以下の場合は当該		
	客席の総数に 1/50 を乗じて得た数		
	以上、客席の総数が 2 0 1 以上の場合		
	は当該客席の総数に 1/100 を乗じて	-	
	得た数に2を加えた数以上の客席に、		
	難聴者の聴力を補うための装置を設け		
	るよう努めること。(端数切上)		

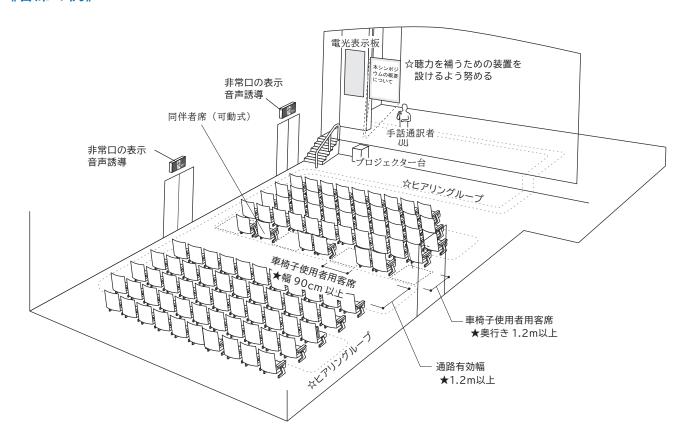
《解説》

【設置数】観覧等や客席の選択のため、客席の総数に応じて、難聴者用の客席を一定数以上及び「難聴者用の聴力を補うための装置」として、ヒアリングループや FM 補聴装置等を設けるよう努める。また、「客席の総数」には、固定式客席のほか可動式客席を含む客席数を含む。

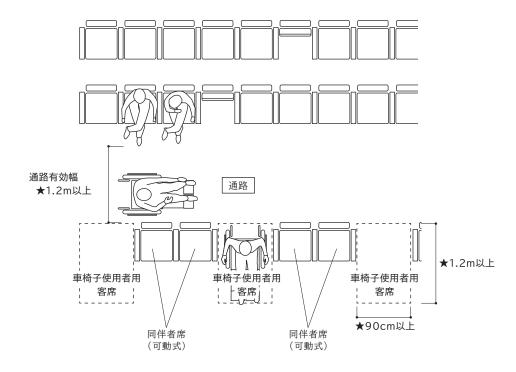
《望ましい整備》

・聴覚障害のための手話もしくは文字情報装置を設ける。

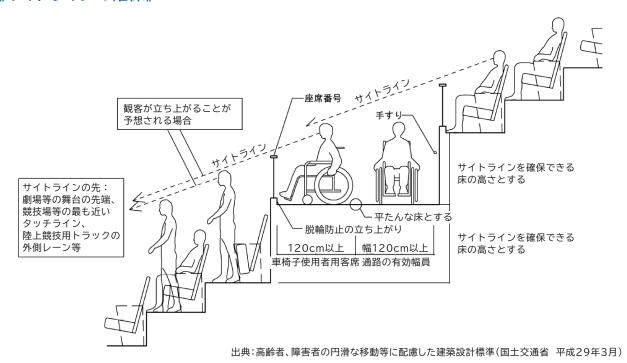
《客席の例》



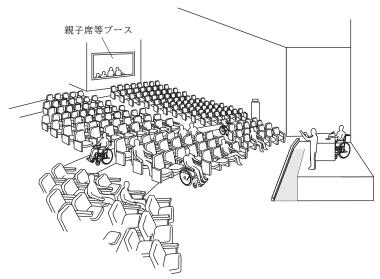
《車椅子使用者用客席の広さ》



《サイトラインの確保》



《親子席等ブースの例》





▲ 客席から見た親子席等ブース



▲ 親子席等ブースから見た客席



《基本的考え方》

カウンター、記載台又は公衆電話台を設ける場合には、物品の受け渡し、筆記、対話等、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい設置位置等とすることが必要となります。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準 (努力義務)

【1】カウンター、記載台又は公衆電話台

,		
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供するカウンター等	-
カウンタ	それぞれ1以上のカウンター等を車椅子使用	
ー等の構	者の利用に配慮した高さとし、その下部に車	-
造	椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。	

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-
カウンター等	カウンター、記載台又は公衆電話台	-

《解説》

【カウンター等の構造】車椅子使用者用カウンターは、使用内容を考慮した上で、利用しや すい上端高さ、下部高さ、奥行きを確保する。

《望ましい整備》

- ・立位で使用するカウンターは、身体の支えになるよう、床及び壁に堅固に固定し、必要に応 じ手すりを設ける。
- ・銀行、病院ほかサービスカウンター等、順番待ちをする施設では、音声による呼び出しを行うほか、聴覚障害者用に電光掲示板、バイブレーター機能付き呼び出し器、筆談器等を併せて用意する。

【2】券売機その他の利用者の用に供する機器

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	券売機その他の利用者の用に供する機器	-
券売機等	高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設	_
	けるよう努めること。	-

《用語の定義》

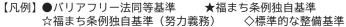
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサ ービス等の提供を受ける者	-

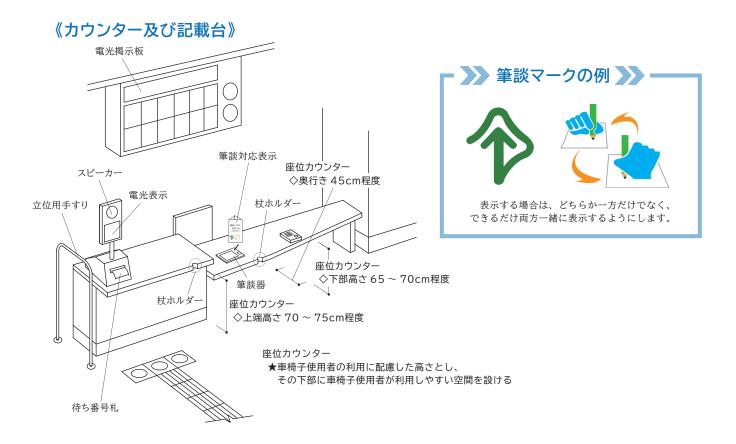
《解説》

【券売機等】下部に車椅子使用者が利用しやすい空間及び高さを設ける等、高齢者、障害者等の利用に配慮する。

《望ましい整備》

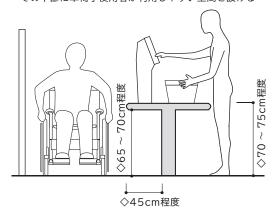
- ・難聴者等に対応した音声増幅装置のある電話機を設置する。
- ・ATM には、音声案内装置やボタン操作機能を取り入れる。
- ・タッチパネル式の券売機を設置する場合は、文字の大きさ、配色等、表示や操作の画面を高齢者、障害者等が支障なく利用できるよう配慮する。





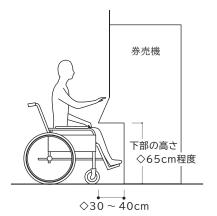
《レジカウンター》

★車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、 その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設ける



《車椅子使用者対応の券売機の例》

☆高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設ける





《基本的考え方》

高齢者、障害者をはじめだれもが円滑に利用できる休憩設備が必要となります。

休憩設備

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 2,000 ㎡以上の建築物(共	
	同住宅、寄宿舎、自動車車庫又は公衆便所を除 く。)	-
	\ o)	
設備	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休	_
	憩設備を設けること。	
案内表示	休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けら	_
	れている旨の適切な表示をすること。	-

《解説》

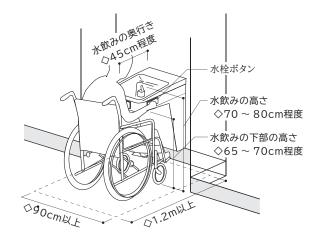
【設備】ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにし、同伴者を配慮して、便所付近には待ち合い用のベンチを設ける。また、水飲み器等を設ける場合は、車椅子使用者が接近できるスペースを確保するとともに、水飲み器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保するなどの対応をする。

【案内表示】利用者が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をする。

《廊下に設けた休憩設備》



《水飲み器の設置例》



《便所付近の待合いベンチの例》

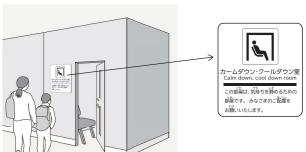
知的障害者、発達障害者、認知症高齢者等との同伴時に 非常に有効である。



イオンモール与野店

《カームダウン・クールダウン室》

劇場、競技場など大規模施設においては、知的障害者、発達障害者等のパニックを予防したり、気持ちを落ち着かせることのできるスペースを設ける。



出典:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calmdown-cooldown/



18 増築等に関する適用範囲

《基本的考え方》

増築、改築等を行う場合において整備が必要な部分を明らかにし、利用者の円滑な利用が可能となるようバリアフリー化整備を進めます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準 福まち条例独自基準(努力義務)

【1】増築等に関する適用範囲 (200㎡以上の建築物)

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が 200 ㎡以上の増築等を する場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をする場合
増築部分	増築等に係る部分	令第 22 条 一 当該増築等に係る部分
道等 利用居室	道等から増築等に係る部分にある利用居 室までの1以上の経路を構成する廊下 等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベ ーターその他の昇降機及び出入口	二 道等から前号に掲げる部分にある利用 居室までの一以上の経路を構成する出入 口、廊下等、階段、傾斜路、エレベータ ーその他の昇降機及び敷地内の通路
便所	利用者の用に供する便所	三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主 として高齢者、障害者等が利用する便所
利用居室 便所	増築等に係る部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子対応トイレ(車椅子対応トイレが設けられていない場合においては、準車椅子対応トイレ)までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	四 第一号に掲げる部分にある利用居室 (当該部分に利用居室が設けられていな いときは、道等)から車椅子使用者用便 房(前号に掲げる便所に設けられるもの に限る。)までの一以上の経路を構成す る出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレ ベーターその他の昇降機及び敷地内の通 路
駐車場	利用者の用に供する駐車場	五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主 として高齢者、障害者等が利用する駐車 場
駐車場 利用居室	車椅子使用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する廊下等、階段、傾斜路、敷地内の通路、エレベーターその他の昇降機及び出入口	六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

《用語の定義》

	#1 13 MM 44 1-250 W			
		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例	
増築等		増築、改築、大規模の修繕又は大 規模の模様替え(建築物の用途を変 更して生活関連施設とすることを含 む)	増築又は改築(用途の変更をして 法及び条例の対象建築物にすること を含む)	
道等		道又は公園、広場その他の空地	-	
	当該建築物の 車寄せ (読み替え)	「18 増築等に関する適用範囲」の 経路を構成する敷地内の通路が地形 の特殊性により「6【2】移動等円 滑化経路を構成する敷地内の通路」 に定める基準に適合させることが困 難である場合は、「道等」とあるのは 「当該建築物の車寄せ」とする	-	

利用居室	利用者の用に供する居室	-
利用者	施設を利用し、当該施設において サービス等の提供を受ける者	-
車椅子対応トイレ	「4便所【1】 」で整備した便 所	-
準車椅子対応トイレ	「4便所【2】 」で整備した便 所	-
車椅子使用者用駐車 施設	「7駐車場」で整備した駐車施 設	-
移動等円滑化経路を 構成する敷地内の通 路	「6敷地内の通路【2】 」で整備した敷地内の通路	-

《解説》

・増築等を行う部分と既存の部分の床面積の合計が 500 m²以上となる場合に利用者の用に供する便所を設けるときは、車椅子対応トイレを整備する。

【2】増築等に関する適用範囲 (200 ㎡未満の建築物)

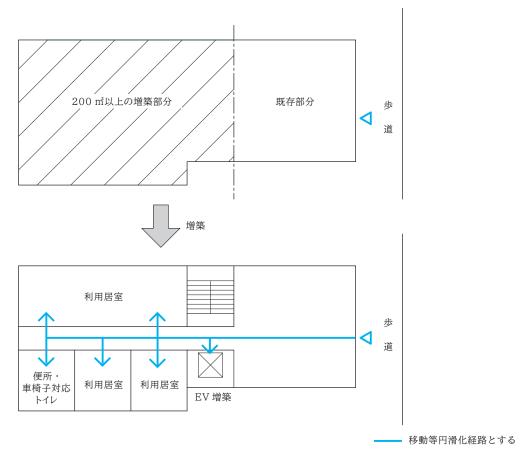
	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	床面積の合計が200 m ² 未満の増築等を する場合	法及び条例の対象建築物で、増築等をす る場合
増築部分	増築等に係る部分	令第 22 条 一 当該増築等に係る部分

バリアフリー法令は、【1】増築等に関する適用範囲(200 ㎡以上の建築物)に掲げる から の「バリアフリー法令及び埼玉県バリアフリー条例」の欄も適用があるため、留意すること。

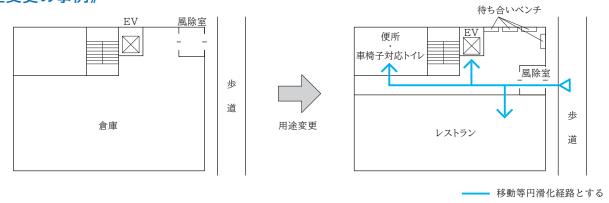
《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
増築等	増築、改築、大規模の修繕又は大 規模の模様替え(建築物の用途を変 更して生活関連施設とすることを含 む)	増築又は改築(用途の変更をして 法及び条例の対象建築物にすること を含む)

《増築の事例》



《用途変更の事例》





19 自動車車庫等を含む 建築物の床面積の算定方法

《基本的考え方》

条例の整備基準を適用するに当たり、建築物の床面積の合計が一定規模未満の場合は、条例で届出等を定めている床面積に車庫等の床面積を算入しないことで、必要以上に規制対象としないこととしています。

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準 ☆福まち条例独自基準 (努力義務)

自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	★床面積の合計が、2,000 ㎡未満の建築物については、建築物に関する整備基準に定める床面積に、車庫等床面積を算入しない。	条例第3条第2項 床面積(増築若しくは改築又は用途の変更 の場合にあっては、当該増築若しくは改築又 は用途の変更に係る部分の床面積。以下同 じ。)の合計が、2,000 ㎡未満の特別特定建築 物については、前項の規模に、自動車車庫そ の他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設の用途に供する部分の床面積を 算入しない。

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
床面積	建築物の増築等の場合にあって は、当該増築等に係る部分の床面 積	_
建築物に関する整備 基準	「1廊下」から「18 増築等」の適 用範囲までの基準をいう	_
車庫等床面積	自動車車庫その他の専ら自動車又 は自転車の停留又は駐車のための施 設の用途に供する部分の床面積	_

【引用・参考文献】

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

・編集:国土交通省

・平成 29 年 3 月

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編)

·編集:国土交通省

・平成30年7月

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】

·編集:国土交通省

・平成 24 年 3 月

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

・編集:埼玉県

・平成 17 年 3 月

東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

・編集:東京都

・平成31年(2019年)3月改訂版

バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物)第4版

·編集:日本建築行政会議

・平成 29 年 3 月

【アドバイザー】

高橋儀平(東洋大学名誉教授)

埼玉県福祉のまちづくり条例 設計ガイドブック

令和3年7月発行

【編集・発行】埼玉県 福祉部 福祉政策課

電話:048-830-3223 FAX:048-830-4801